

福島市公設地方卸売市場 経営戦略（素案）

福島市

目 次

序章 経営戦略の策定趣旨	1
序-1 背景及び目的	1
序-2 経営戦略の期間	2
序-3 検討フロー	2
第1章 市場の概要	3
1-1 福島市公設地方卸売市場の概要	3
(1) 市場の概要	3
(2) 施設の概要	4
(3) 事業者数	7
(4) 主要品目	8
(5) 生産地	8
第2章 市場の現状	9
2-1 全国の卸売市場の動向	9
(1) 全国の卸売市場数の推移	9
(2) 全国の卸売市場取扱金額の推移	11
(3) 全国の流通量と市場経由率	12
2-2 本市場の動向	14
(1) 取扱数量・金額	14
(2) 本市場の会計の現状	15
(3) 使用料及び手数料の推移	16
(4) 売買参加者及び買出人の状況	16
(5) 施設の空きスペースの状況	17
2-3 本市場を取り巻く情勢	18
(1) 福島市の人口動向及び将来推計	18
(2) 本市場周辺の地価の推移	19
第3章 前展望の取組みと現状の課題	20
3-1 経営展望の概要	20
(1) 基本戦略	20
3-2 経営展望をふまえた現状の課題	21
第4章 基本戦略	22
4-1 基本戦略における将来ビジョン	22
4-2 4つの基本戦略	23
4-3 数値目標	24
第5章 基本戦略に基づく取組み	26
第6章 投資・財政計画（市場会計の見直し）	32

6-1	投資・財政計画（収支計画）	32
6-2	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	32
（1）	収支計画のうち収益的収入について	32
（2）	収支計画のうち収益的支出について	33
（3）	収支計画のうち資本的収入について	33
（4）	収支計画のうち資本的支出について	34
6-3	投資・財政計画（収支計画）における今後の検討事項	35
（1）	地代収入	35
（2）	利用料金収入	35
（3）	工事費・再整備後の維持管理運営費	35
第7章	評価・見直し	36
7-1	基本戦略に基づく取組みの実施	36
7-2	基本戦略に基づく取組みの遂行状況の評価と見直し	36
別紙	財政計画	37

序章 経営戦略の策定趣旨

序-1 背景及び目的

福島市公設地方卸売市場（以下「本市場」という。）は、福島市が開設者として「卸売市場法」及び「福島市公設地方卸売市場条例（以下「市場条例」という。）」に基づき設置した「地方卸売市場」として、福島県の認定を受けている市場であり、現在は、指定管理者である一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会（以下「市場協会」という。）が運営を行っています。

主に福島県東北地域の生鮮食料品や花き等の流通に係る拠点として、安定的な供給・適正な価格形成等における中心的役割を担っています。

昭和47年（1972）の青果部、水産物部開場後、50年が経過、老朽化が進み、建物等に対する補修・修繕の件数は増加傾向にあること、また、新耐震基準（昭和56年（1981）6月1日以降）への対応が済んでいない棟が残っていること（「福島市公設地方卸売市場個別計画」（令和元年11月）より）など、早急に建物の耐震化あるいは建替を行う必要があると考えられます。

加えて、安全・安心な生鮮食料品等の流通には、①フロン類（※¹）を冷媒として使用する設備のノンフロン機器への転換、②コールドチェーンシステム（※²）による品質管理の高度化への対応、③食品衛生法により制度化されるHACCP（※³）の考え方を取り入れた衛生管理が求められており、さらに感染症対策の強化も急務となっています。

また、卸売市場に関連する法律の改正に伴う規制の緩和など卸売市場を取り巻く環境も大きく変化するとともに、人口減少や流通形態の多様化などに伴うマーケットの縮小により本市場及び場内事業者（卸売業者・関連事業者）の経営環境等も一段と厳しさを増しており、卸売市場のあり方そのものが大きな変革の過渡期にあるといえます。

このような中、農林水産省が「第10次卸売市場整備基本方針（以下「第10次方針」という。）」において示した「各卸売市場における経営戦略の確立」、また、総務省が平成26年8月「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け通知）において示した「第2. 公営企業の計画的経営の推進に関する事項」の中で、市場関係者に経営戦略策定を要請していることもあり、本市場の存続を見据えた効率的な市場運営と市場機能を維持・強化していくため、福島市（以下「本市」という。）としても、「福島市公設地方卸売市場経営戦略」を策定します。

なお、本戦略は、令和4年度で策定期間が満了した「福島市公設地方卸売市場経営展望」（平成29年12月）の後継計画となります。

…※¹フロン類：「フロン類」とは、エアコンや冷蔵庫等の「冷媒」として多くの製品に使用されている物質（炭素やフッ素等の化合物）のこと。

フロン類のHFC（ハイドロクロロフルカーボン）は、『モントリオール議定書』等に基づき2020年（令和2年）には既設機器への補充用も含めて全廃が義務付けられている。

※²コールドチェーン：生鮮食料品を生産から消費までの間、低温又は冷蔵や冷凍のまま物流する方式のことをいい、低温流通体系ともいう。

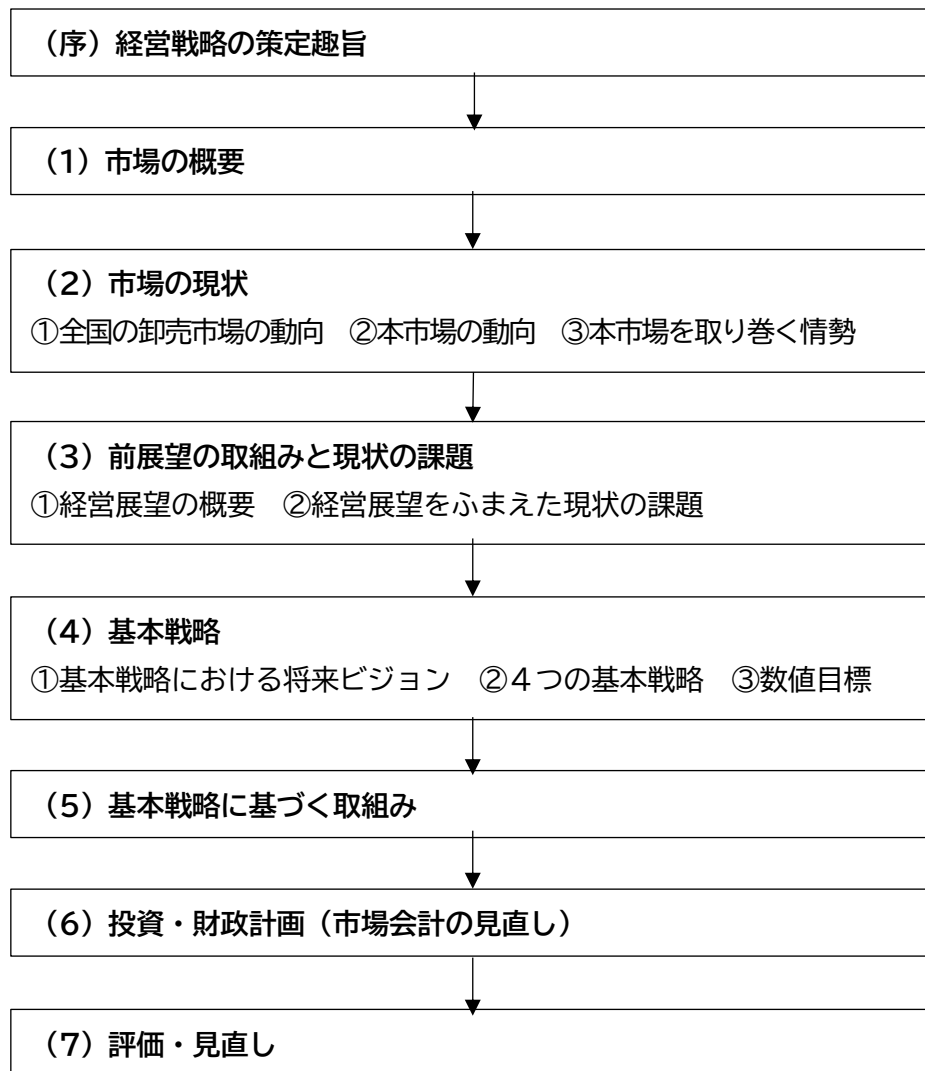
※³HACCP：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法を指す。

序-2 経営戦略の期間

令和6年度（2024）から令和15年度（2033）までの10ヵ年とします。

序-3 検討フロー

検討フローは以下のとおりです。



第1章 市場の概要

1-1 福島市公設地方卸売市場の概要

(1) 市場の概要

本市場は、昭和47年（1972）に青果部、水産物部を有する「福島市中央卸売市場」として開場し、市場として業務を開始して半世紀を迎えます。

平成15年（2003）に花き部が加わり「総合卸売市場」となり、平成26年（2014）に「地方卸売市場」へ転換し、効率的な運営ができる卸売市場を目指し、民間事業者のノウハウを活用した指定管理者制度を導入しています。令和2年（2020）には、卸売市場法の改正により、改めて地方卸売市場の認定を受けています。

本市場の位置する県北地域は、全国有数の果樹産地であるとともに野菜・花きの産地でもあり、出荷数も多いことから青果部と花き部は産地市場として機能しています。

表-本市場の概要

開設者	福島市
所在地	福島県福島市北矢野目字樋越1番地
開場時間	午前0時から午後12時
敷地面積	113,000㎡（県営あづま球場約4個分）
建物延床面積	45,969㎡
取扱品目	青果部、水産物部、花き部
業務開始年月日	【青果部・水産物部】1972年11月1日 【花き部】2003年4月14日

出典：一般財団法人 福島市公設地方卸売市場協会 HP「市場概要」

表-本市場の沿革

名称	内容	日時
中央卸売市場	開設許可	昭和47年（1972）9月30日
	開場	昭和47年（1972）10月1日
	業務開始（青果部、水産物部）	昭和47年（1972）11月1日
	業務開始（花き部）	平成15年（2003）4月14日
市場認定の転換		
地方卸売市場	開設許可	平成26年（2014）3月11日
	開場	平成26年（2014）4月1日
	指定管理者制度の導入	平成26年（2014）4月1日
	業務開始	平成26年（2014）4月1日
	認定	令和2年（2020）6月10日
	業務開始	令和2年（2020）6月21日

(2) 施設の概要

① 敷地の概要

本市場は、国道4号と国道13号の間に位置し、北側には県道387号が通り、ＪＲ東北新幹線・秋田新幹線、ＪＲ東北本線、阿武隈急行線の交差する沿線に位置し、阿武隈急行線「卸町駅」より徒歩約10分の位置に立地しています。

また、東北自動車道の福島飯坂ＩＣに近い距離に立地しており、令和3年4月に全線開通した東北中央自動車道により、米沢方面と南相馬等の浜通り地方とのアクセスが高まりました。



出典：「福島市公設地方卸売市場再整備事業 PFI 導入可能性調査」
図-本市場の位置（その1）



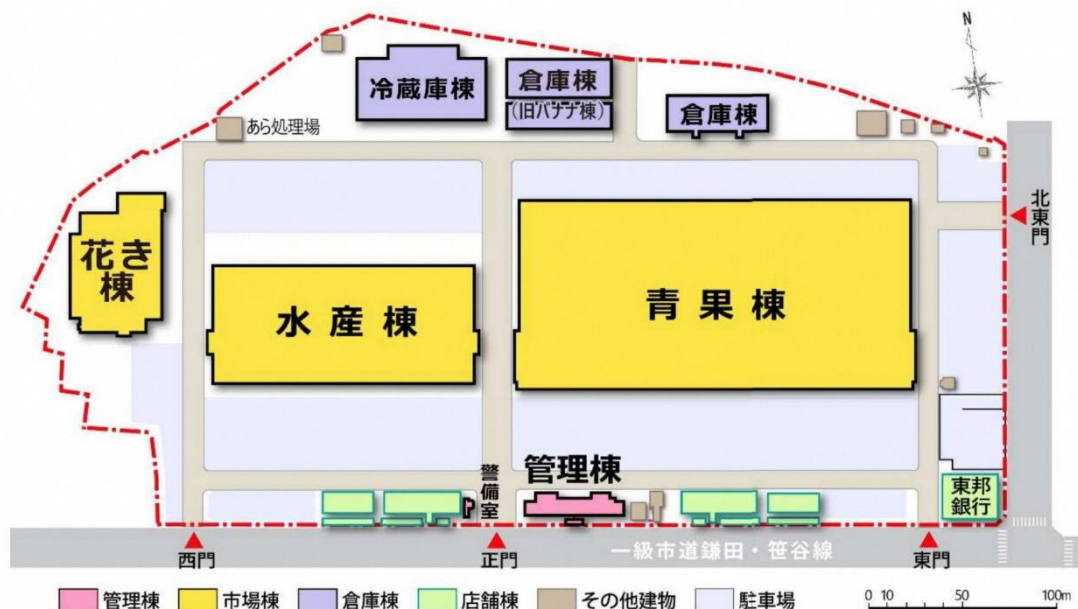
出典：「福島市公設地方卸売市場再整備事業 P F I 導入可能性調査」
 図-本市場の位置（その2）

表-敷地条件

住所	福島県福島市北矢野目字樋越1番地
敷地面積	113,000㎡
用途地域	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	400%
高度地区	指定なし
防災地区	指定なし
景観形成	指定なし
接道状況	敷地南側：市道鎌田・笹谷線 敷地東側：市道松川畑・段ノ腰線
インフラ整備状況	上水：DIPφ200（市道鎌田・笹谷線） 下水：HPφ700（市道鎌田・笹谷線） 電力：東北電力㈱ 高圧 ガス：LPG

② 施設の概要

本市場の主要施設は、青果棟、水産棟、花き棟があり、卸売場が16,478㎡、仲卸売場が6,698㎡、買荷保管所が2,791㎡となり、施設規模は青果棟、水産棟、花き棟の順となります。また、業務事務所や倉庫棟と合計した面積は43,443㎡となり、駐車場は1,350台分のスペースが確保されています。



出典：「福島市公設地方卸売市場再整備事業 PFI 導入可能性調査」

図-本市場の施設配置

表-本市場の主要施設

建物名	主な施設	構造
青果棟	卸売場、仲卸売場、荷捌き所	鉄筋コンクリート造2階建
水産棟	卸売場、仲卸売場、買荷保管所	鉄筋コンクリート造2階建
花き棟	卸売場、仲卸売場、買荷保管所	鉄筋造平屋建
管理棟	事務所	鉄筋コンクリート造2階建

出典：一般財団法人 福島市公設地方卸売市場協会HP「市場概要」

表-本市場の施設面積（その1）

施設名	青果部	水産物部	花き部	計
卸売場	10,508㎡	4,830㎡	1,140㎡	16,478㎡
仲卸売場	4,672㎡	1,906㎡	120㎡	6,698㎡
買荷保管所	1,181㎡ (荷捌き所)	1,102㎡	508㎡	2,791㎡

出典：令和5年度 市場年報（本編）

表-本市場の施設面積（その2）

施設名	面積	施設名	面積
業者事務所	7, 210㎡	管理事務所	1, 030㎡
冷蔵庫棟	3, 047㎡	アラ集積所	210㎡
倉庫	3, 502㎡	保冷库	450㎡
関連事業所	2, 027㎡	駐車場	1, 350台分

出典：令和5年度 市場年報（本編）

（3） 事業者数

本市場は、青果部12社、水産物部4社、花き部3社、関連事業者16社の合計35社が営業しています。

表-本市場の構成事業者数

青果部	卸売業者	1社
	仲卸業者	11社
水産物部	卸売業者	1社
	仲卸業者	3社
花き部	卸売業者	1社
	仲卸業者	2社
関連事業者数		16社
合計		35社

出典：令和5年度 市場年報（本編）

表-本市場の売買参加者及び買出人（令和5年12月31日現在）

区分	売買参加者			買出人			総計
	市内	市外	合計	市内	市外	合計	
青果部	78名	56名	134名	98名	66名	164名	298名
水産物部	44名	40名	84名	88名	55名	143名	227名
花き部	57名	63名	120名	87名	44名	131名	251名

出典：令和5年度 市場年報（本編）

(4) 主要品目

本市場の各部門において、取扱高の多い品目は以下のとおりです。

表-本市場の主要品目

青果部	野菜	きゅうり、たまねぎ、トマト、人参、キャベツ 等
	果実	温州みかん、桃、その他中晩生柑橘、ぶどう、いちご 等
水産物部		まぐろ、めばち、かつお、食品（冷）、切身加工品、塩さけ 等
花き部		白一輪菊、スプレー菊、黄一輪菊、赤小菊、カーネーション、黄小菊 等

出典：令和5年度 市場年報（本編）

(5) 生産地

本市場の各部門において、取扱高の多い生産地は以下のとおりです。本県を中心に福島近郊や北海道の生産地が多くなっています。花き部は国内外の幅広い生産地域から集荷を行っています。

表-本市場の取扱高の多い生産地

青果部	福島、北海道、熊本、高知、茨城、千葉、青森 等
水産物部	宮城、東京、千葉、福島、静岡、北海道、青森 等
花き部	福島、愛知、静岡、国外各国、沖縄、宮城、国内各地 等

出典：令和5年度 市場年報（本編）

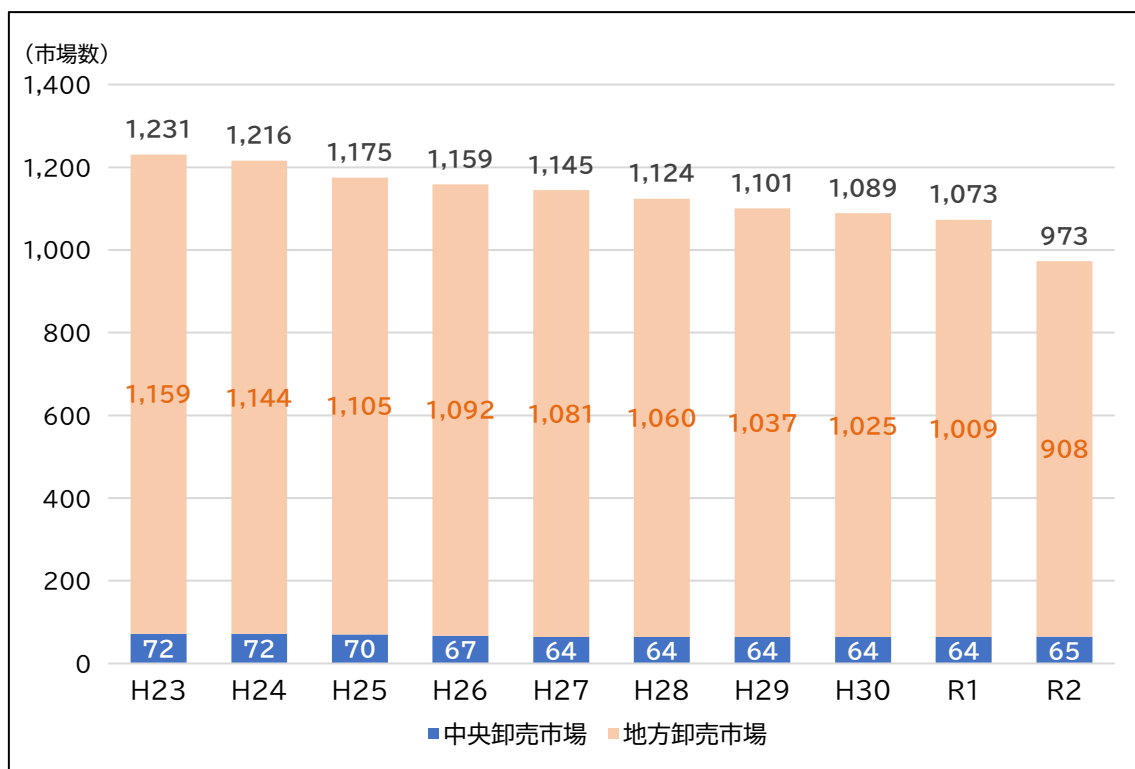
第2章 市場の現状

2-1 全国の卸売市場の動向

(1) 全国の卸売市場数の推移

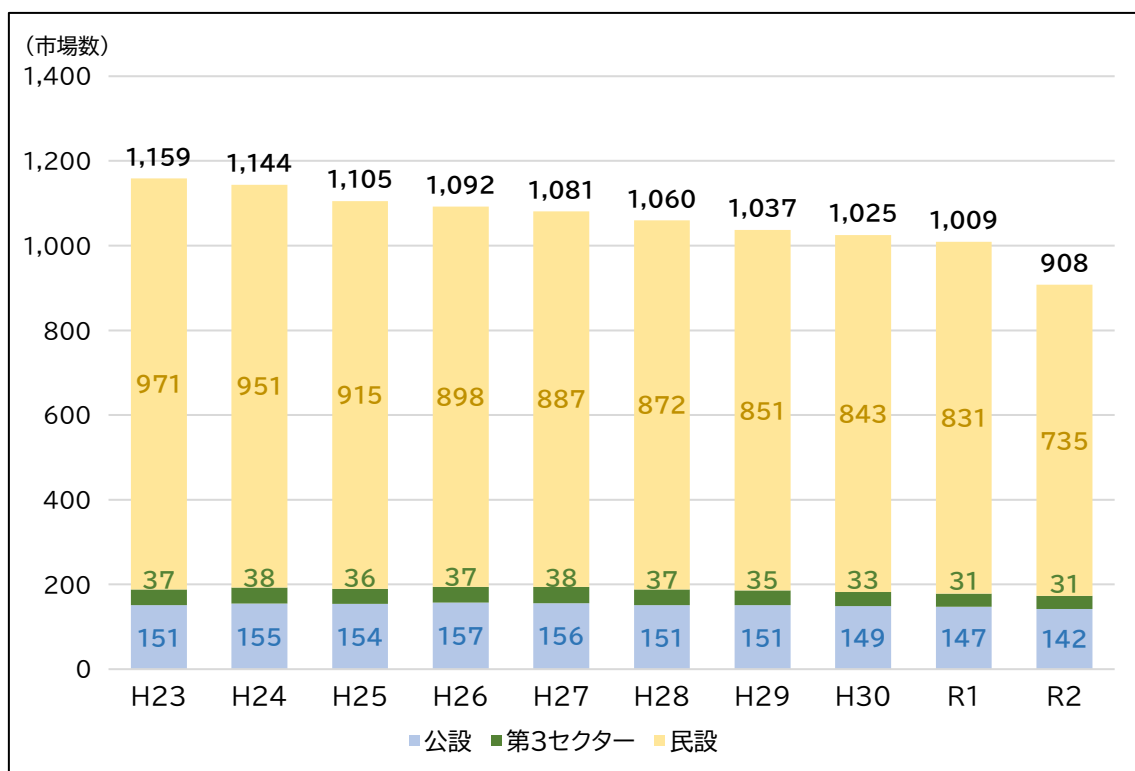
令和2年度における全国の卸売市場総数は973であり、そのうち中央卸売市場が65、地方卸売市場が908となっています。地方卸売市場のうち公設が142、第3セクターが31、民設が735となっています。

過去10年間（平成23年度～令和2年度）においては、卸売市場総数が258、中央卸売市場数が7、地方卸売市場数が251減少しており、地方卸売市場数の減少が著しくなっています。本市場の属する公設市場数では、9減少しています。この間、中央から地方への転換や、民間の経営手法が期待できる指定管理者制度の導入、民営化や統合・廃止などの動きがみられます。



出典：「令和3年度 卸売市場データ集」農林水産省 令和4年8月

図-全国の卸売市場数の推移



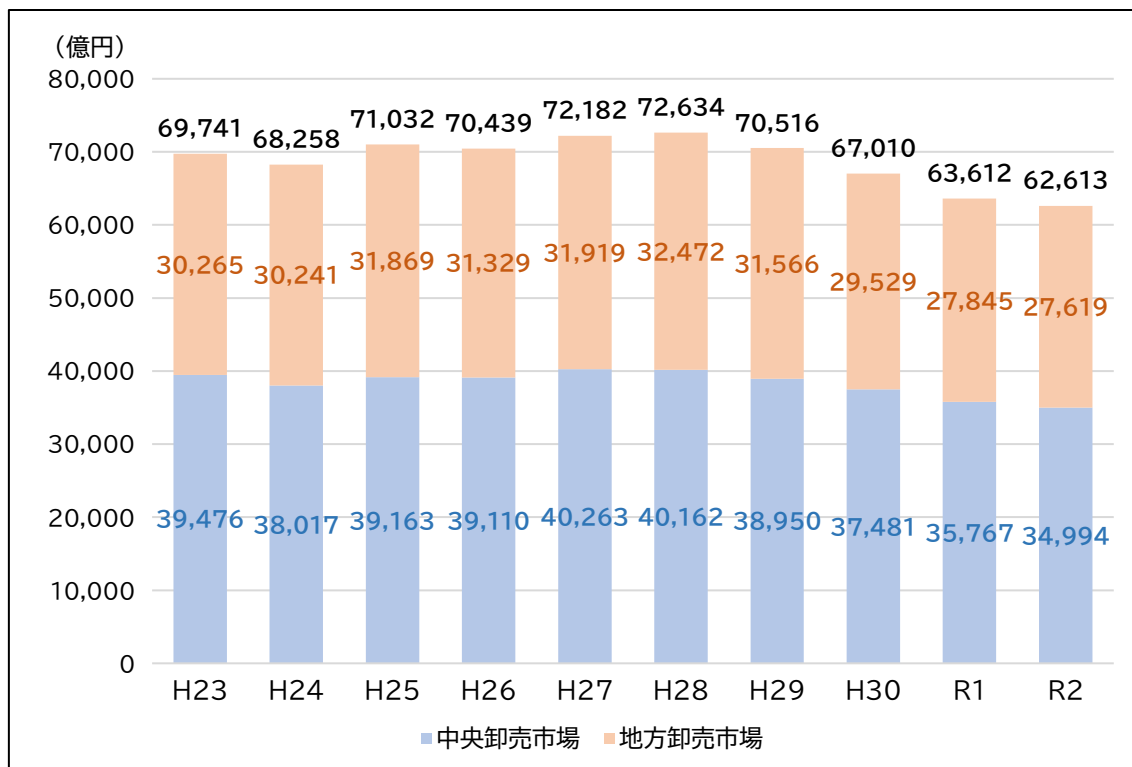
出典：「令和3年度 卸売市場データ集」農林水産省 令和4年8月

図-地方卸売市場数の推移

(2) 全国の卸売市場取扱金額の推移

令和2年度における全国の卸売市場取扱金額総額は、62,613億円であり、そのうち中央卸売市場が約56%を占めています。

過去10年間（平成23年度～令和2年度）において、平成23年度から平成29年度までは、横ばい状況でしたが、それ以降は減少傾向にあります。



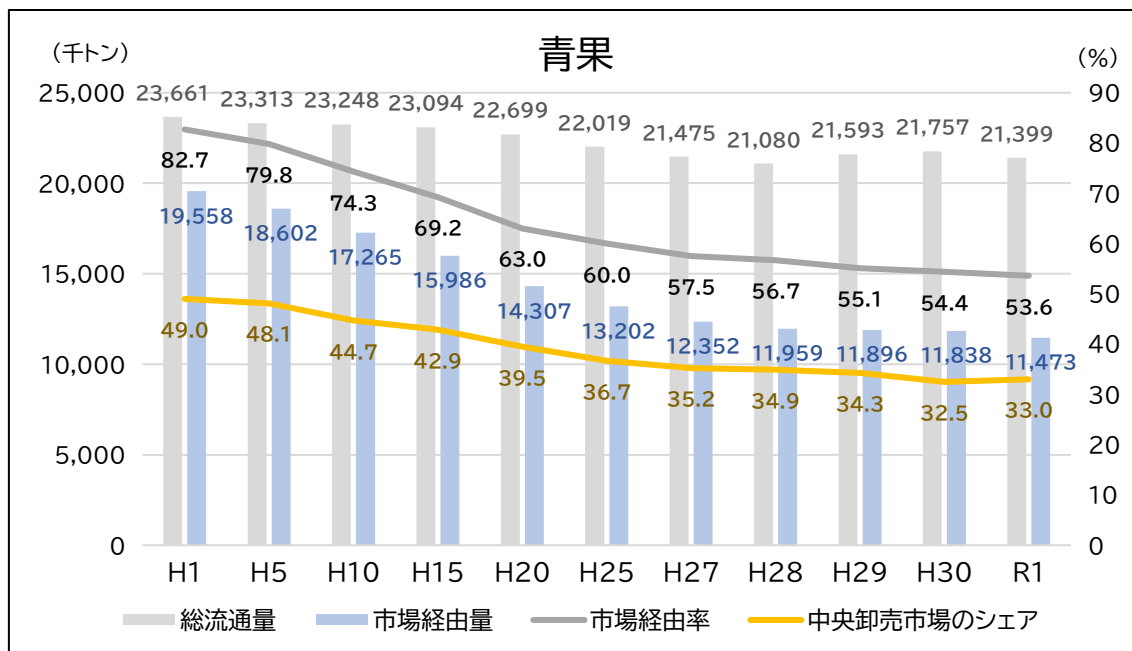
資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

出典：「令和3年度 卸売市場データ集」農林水産省 令和4年8月

図-全国の卸売市場取扱金額の推移

(3) 全国の流通量と市場経由率

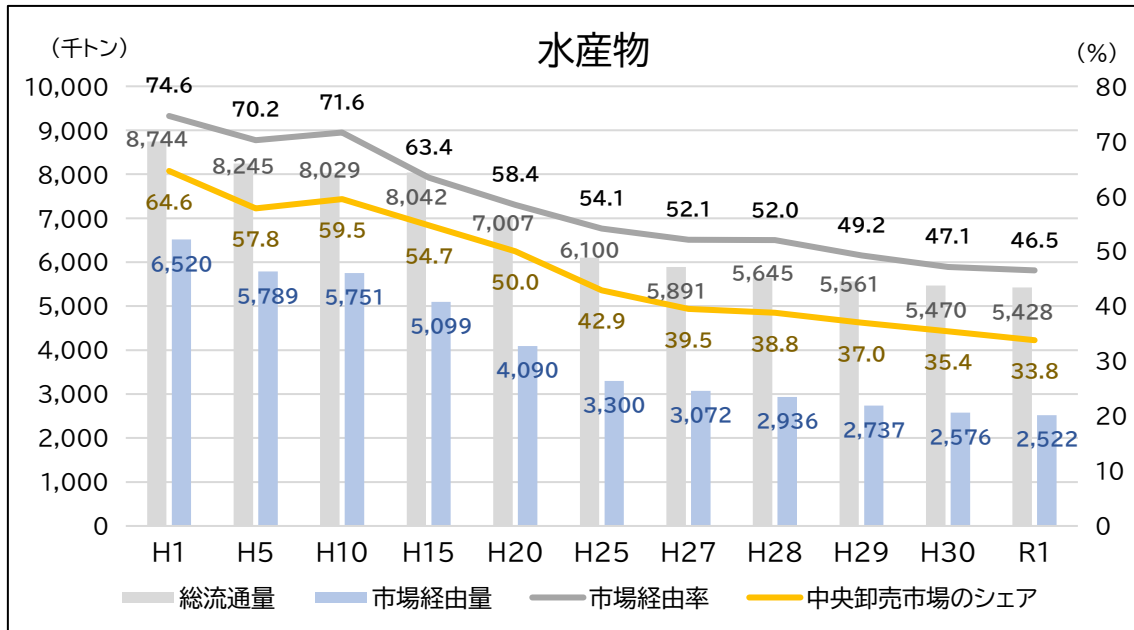
過去約30年間の全国の流通量は、各部門とも減少傾向にあります。市場経由率は、青果部門が約8割から約5割へ、水産物部門が約7割から約5割へと減少が著しく、花き部門が約8割から約7割へと減少しています。



資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告書」等により推計

出典：「令和3年度 卸売市場データ集」農林水産省 令和4年8月

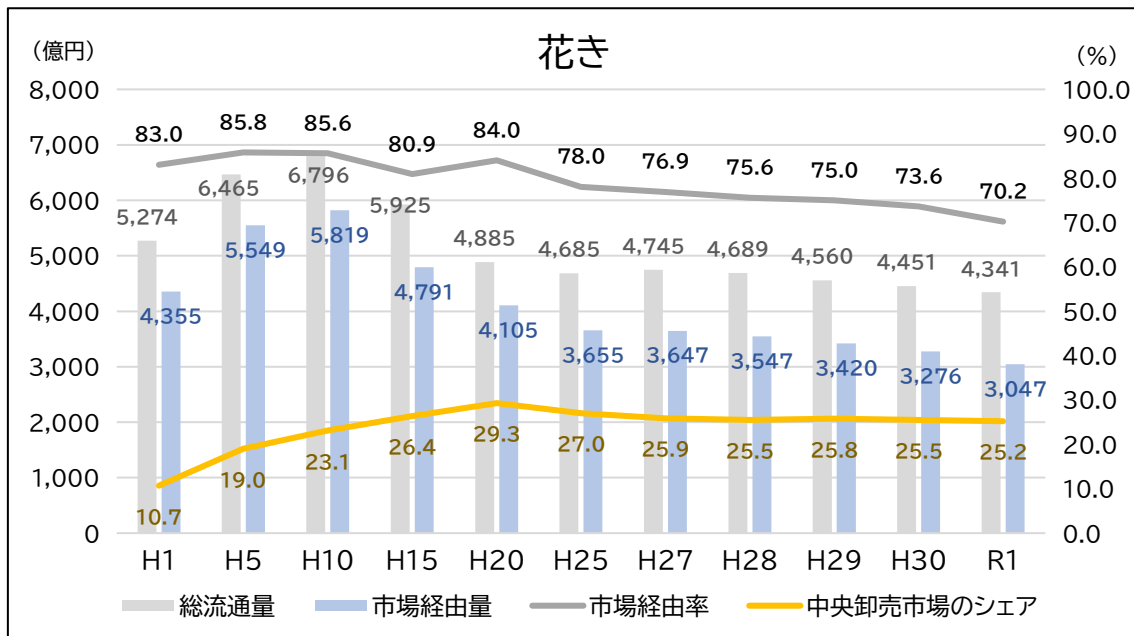
図-全国の流通量と市場経由率（青果）



資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告書」等により推計

出典：「令和3年度 卸売市場データ集」農林水産省 令和4年8月

図-全国の流通量と市場経由率（水産物）



資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告書」等により推計

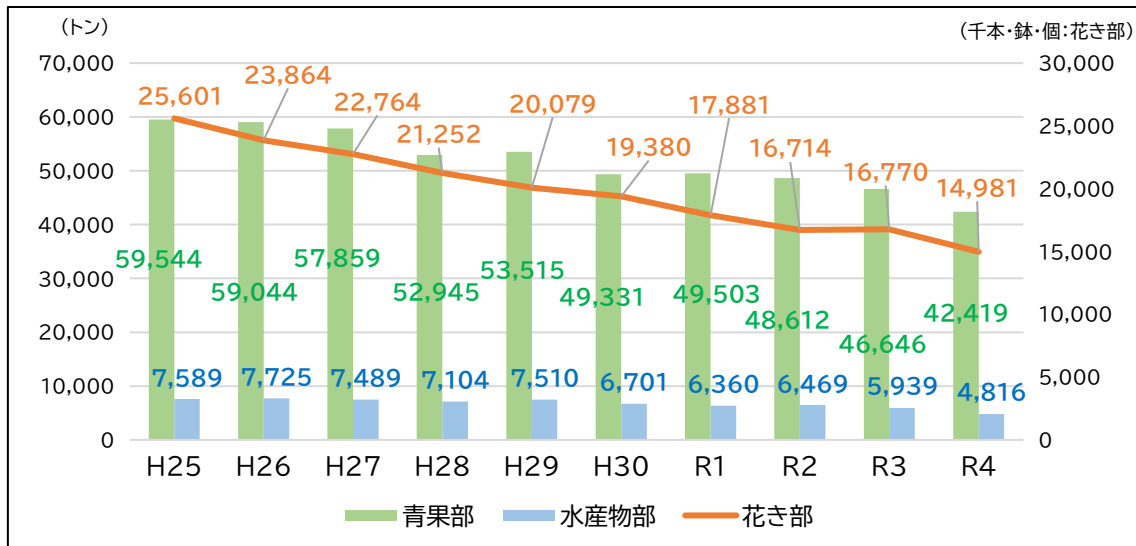
出典：「令和3年度 卸売市場データ集」農林水産省 令和4年8月

図-全国の流通量と市場経由率（花き）

2-2 本市場の動向

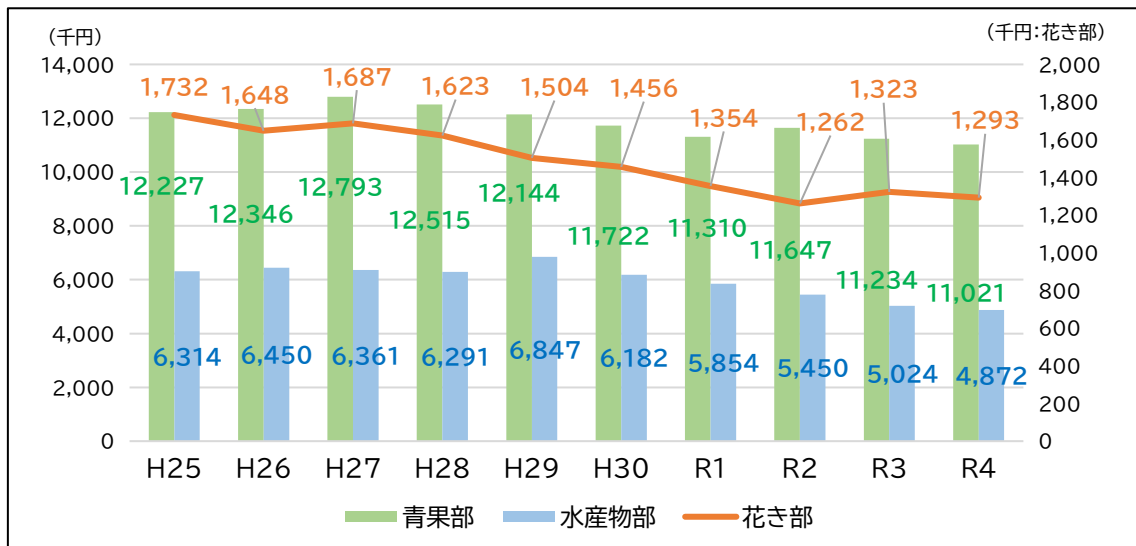
(1) 取扱数量・金額

本市場の取扱数量及び金額は、過去10年間に於いて全部門が減少傾向にあります。令和に入り微減、横ばい傾向がみられます。



出典：令和4年度 市場年報（本編）

図-本市場の取扱数量の推移



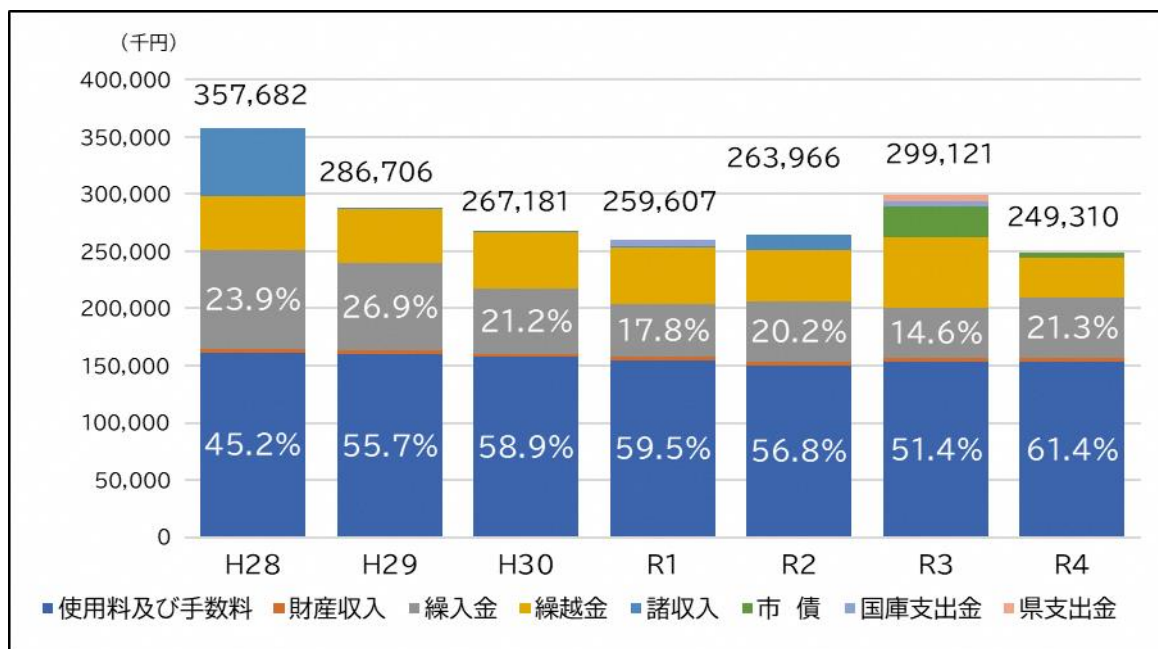
出典：令和4年度 市場年報（本編）

図-本市場の取扱金額の推移

(2) 本市場の会計の現状

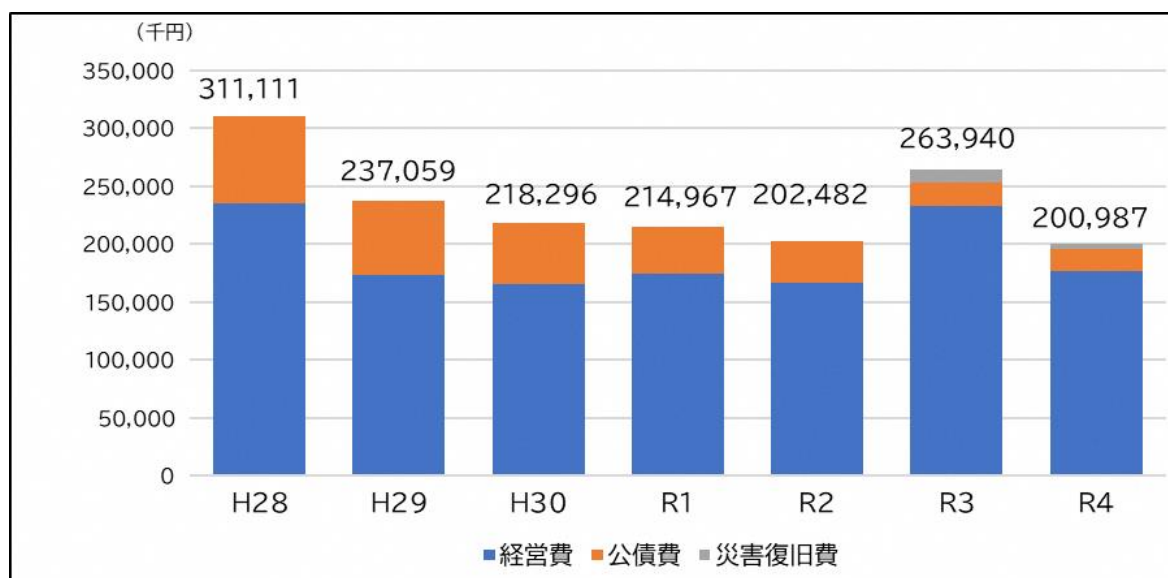
本市場は、特別会計を設置し、企業経営と同様に収入と支出の均衡を図りながら、独立採算を原則として運営しており、卸売市場法に基づき、適正かつ健全な運営及び取引の適正化と流通の円滑化を図る必要があります。

近年、取扱数量及び金額の減少、事業者の撤退等による空き施設の増加等により使用料及び手数料の収入は減少しています。使用料及び手数料は、歳入合計に対して占める割合が増加傾向にあり、5割を超え、繰入金の割合が2割程度にとどめられています。



出典：「福島市公設地方卸売市場事業費特別会計決算」

図-歳入（款別収入済額）の決算状況



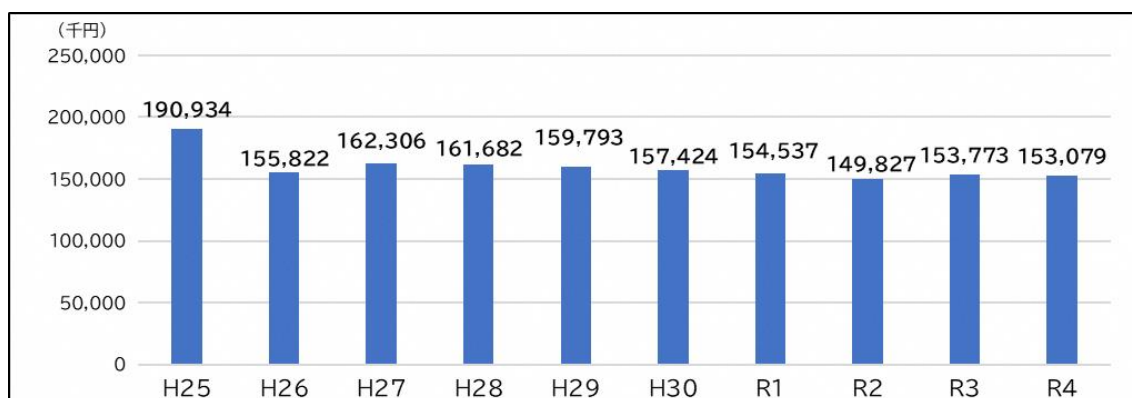
出典：「福島市公設地方卸売市場事業費特別会計決算」

図-歳出（款別収入済額）の決算状況

(3) 使用料及び手数料の推移

本市場の収入は、主に使用料及び手数料により構成され、その内訳は売上高、施設使用、駐車場使用、敷地使用、市場関係手数料となります。平成27年度には、若干増加に転じましたが、その後は横ばい、微減傾向にあります。

平成26年度以降は、地方卸売市場への転換、市場活性化及び事業者支援を目的とした施設使用料、売上高使用料の減免措置、売買参加者、買出人の駐車場使用料の無料化により減少しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により施設使用料、売上高使用料の減免措置（4か月間）が行われ減少しました。

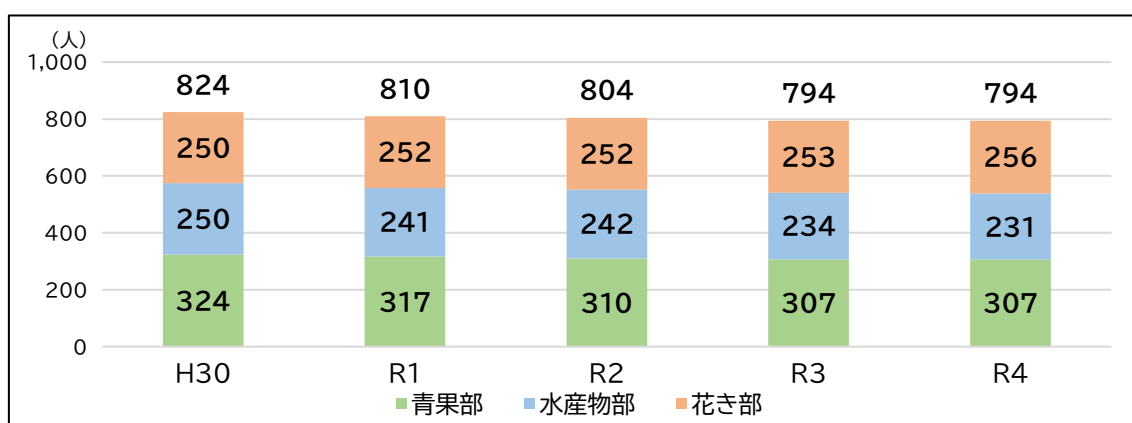


出典：「福島市公設地方卸売市場事業費特別会計決算」

図-本市場の使用料等の推移

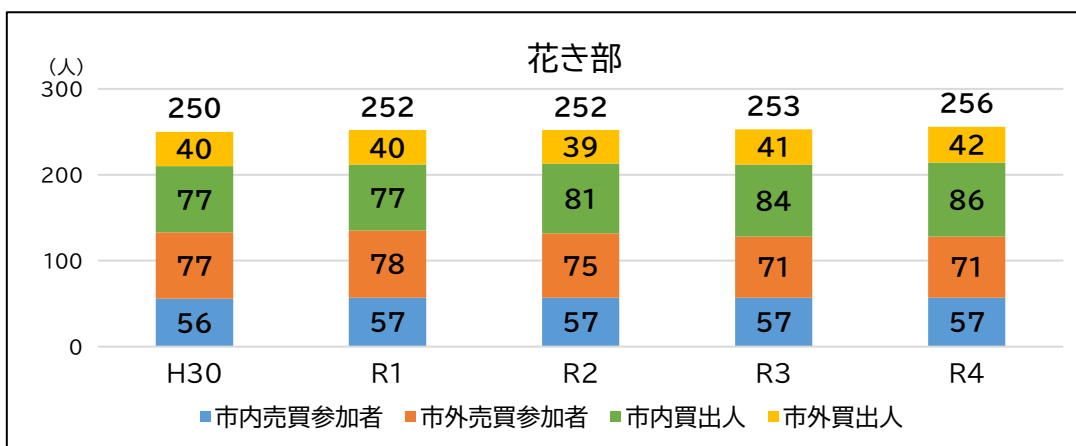
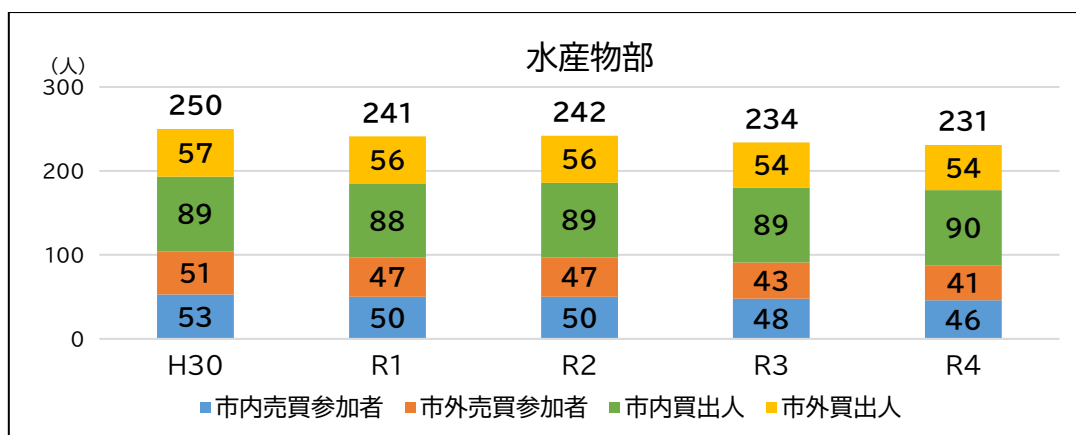
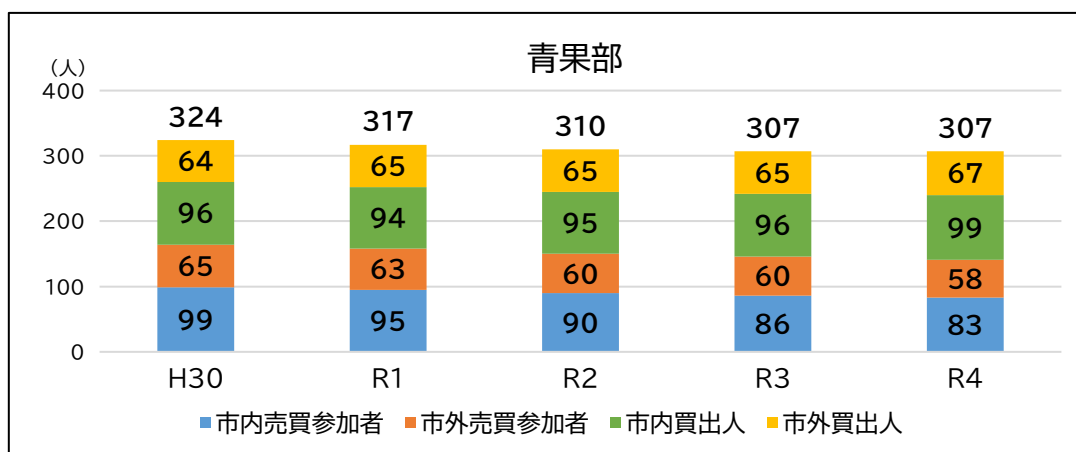
(4) 売買参加者及び買出人の状況

本市場の売買参加者及び買出人は、過去5年間に於いて減少傾向にあります。花き部は横ばいですが、青果部、水産物部は売買参加者を中心に減少しています。



出典：令和4年度 市場年報（本編）

図-本市場の売買参加者及び買出人の推移



出典：令和4年度 市場年報（本編）

図-各部の売買参加者及び買出人の推移

（５） 施設の空きスペースの状況

本市場では、取扱数量及び金額の減少による事業者の撤退等により施設に空きスペースが生じています。空きスペースは、青果棟・水産棟の2階事務所部分、倉庫棟（旧バナナ棟）、東・西の関連店舗棟にみられます。

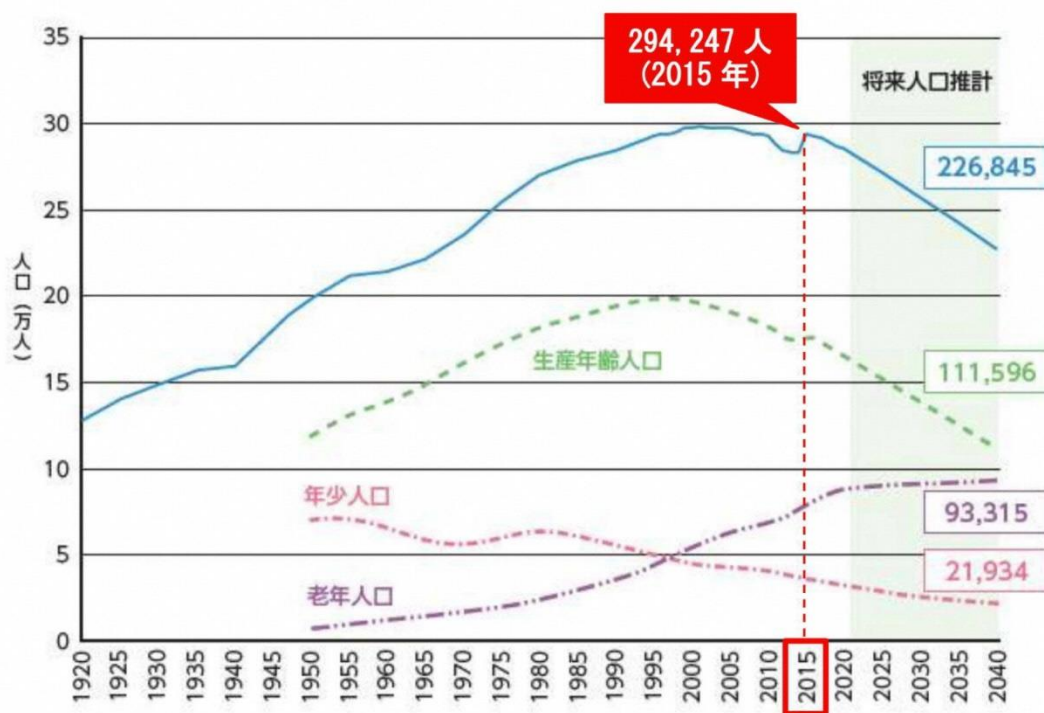
2-3 本市場を取り巻く情勢

(1) 福島市の人口動向及び将来推計

本市の人口は、平成13年(2001)をピークとして減少傾向にあり、平成27年度国勢調査によると平成27年(2015)の調査時点では294,247人となります。

年齢区分別人口は、生産年齢人口(15～64歳)及び年少人口(15歳未満)は減少傾向にある一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

「福島市人口ビジョン(2020年度改訂版)」では、将来人口推計において平成27年(2015)以降は、総人口及び生産年齢人口の減少率が大きくなる一方、老年人口は増加傾向にあり、令和27年(2045)には総人口の41.1%を占めることを予測しています。

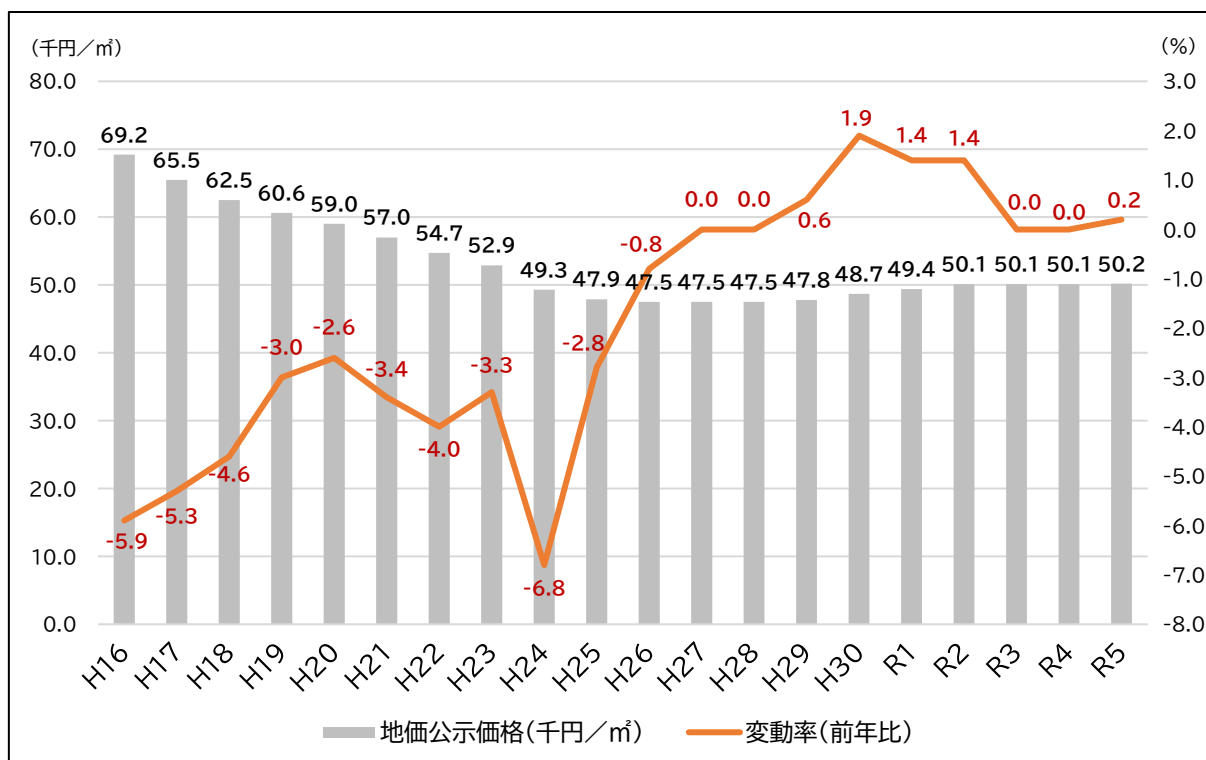


出典：福島市人口ビジョン（2020年改訂版）

図-福島市の人口動向及び将来推計

(2) 本市場周辺の地価の推移

本敷地周辺における商業地の過去20年間の地価公示価格は、平成26年(2014)にかけて下落しており、平成24年(2012)の東日本大震災の影響によるものと考えられます。平成28年(2016)以降は、令和2年(2020)にかけて上昇し、令和5年(2023)の地価公示価格は50.2千円/㎡となっています。



出典：国土交通省「標準地・基準地検索システム」

(標準地番号 福島5-15：福島県福島市鎌田字熊ノ前33番1)

図-本市場周辺の地価の推移

第3章 前展望の取組みと現状の課題

3-1 経営展望の概要

前展望となる「福島市公設地方卸売市場 経営展望（平成29年12月）」は、平成30年度から平成34年度（令和4年度）までの5ヵ年を目標年次として策定されています。

（1） 基本戦略

平成29年度を目標年次とした「福島市中央卸売市場中期経営プラン（平成25年2月）」の成果を踏まえ、継続性を図りつつ、本市場の機能強化を図るための計画として以下の基本戦略を設けています。

表-「福島市公設地方卸売市場 経営展望」の基本戦略

基本戦略1 立地条件をいかした集荷・販売・商品開発を目指す市場	
(1)	県内・近接県における集荷・販路拡大
(2)	産地型流通拠点機能の強化
(3)	産地をいかした商品開発と産地育成
(4)	「（仮称）特販部」の設立による販売強化
(5)	福島県産品に係る GAP 取得の促進
(6)	物流機能の効率化
基本戦略2 効率的な運営ができる市場	
(1)	市場事業者の経営基盤強化
(2)	人材の確保と育成及び労働環境の改善
(3)	専門小売店への支援
(4)	県内外量販店対応強化による販売促進
基本戦略3 安全・安心で機能的な市場	
(1)	老朽化した施設の整備
(2)	再整備を機とした市場の多機能化
(3)	品質管理の機能強化
(4)	食品の情報発信と衛生管理の強化
(5)	環境問題等への対応
(6)	災害等への対応強化
(7)	放射性物質検査体制の継続と情報発信
(8)	風評の払拭
(9)	損害賠償請求の支援
基本戦略4 市民に親しまれる市場	
(1)	市民との触れ合い等の宣伝機会をいかした消費拡大
(2)	市場開放
(3)	市場見学等
(4)	食育・花育の推進

3-2 経営展望をふまえた現状の課題

経営戦略の策定に向けて、経営展望における基本戦略及び行動計画に対する現状の課題を以下に整理します。

表-経営展望における基本戦略及び行動計画に対する現状の課題

基本戦略		経営展望 行動計画の概要	現状の課題
1	立地条件を いかした集 荷・販売・商 品開発を目 指す市場	本市場の立地条件として東北中央自動車道（福島・米沢区間）や相馬福島道路の供用開始に合わせて、産地市場（青果部・花き部）及び産地に近い市場（水産物部）という強み等を踏まえ、産地（生産者・漁港等）と連携し、生鮮食料品等の円滑な流通の確保に向けて、集荷力の強化、さらには、実需者のニーズを産地へつなぐ架け橋としての役割を担うとともに商品開発の提案などを行い消費拡大に努める。	市場では現在、首都圏や中京圏において県産果物・野菜のPR等の販路拡大の活動が実施されており、また、浜通り地域の集荷拡大や「道の駅ふくしま」への参入も果たすなど、着実に産地市場としての役割が進められているものの、さらなる活動の拡充が望まれる。今後は、産地流通拠点・物流機能強化の推進が求められる。
2	効率的な運 営ができる 市場	市場事業者の経営の健全化・安定化への日常的な取り組みが、本市場全体の取引を活性化させ、売上の拡大・利益率の向上を図ることとなる。このため、市場事業者においては、集荷・販売力の強化、業務の効率化、コスト削減、卸売業者と仲卸業者等との連携、コンプライアンスの徹底等に取り組むとともに、取引環境の変化に対応するため、商品の専門知識のほか、経営能力や企画提案力、販売力を有する人材の育成に努める。	市場事業者の経営基盤強化については、外部機関による財務分析や指導、定期的な業務内容、目標数字等の検証・見直し等を実施しており、今後も取組みを継続し基盤強化に努める必要がある。人材の確保と育成については、各種研修会、インターシップ制導入、募集パンフレット作成等が進められているが、さらなる活動の拡充に努める必要がある。
3	安全・安心で 機能的な市 場	現有施設の耐震診断結果に基づき、緊急度・優先度等を十分検討し、防災性の向上に配慮した施設整備を行うとともに、品質管理の向上や物流の高度化など市場機能の確保・強化を進め、また、本市場での放射性物質の検査体制を継続することにより、安全・安心で機能的な市場を目指す。併せて、市場は、その業務の性格上、冷蔵冷凍施設、搬送車両、照明など、エネルギーを大量に消費するとともに、廃棄物を排出していることから、環境負荷の低減に継続して取り組む。	老朽化施設及び市場の多機能化、品質管理の機能強化については、現在、市場再整備及び余剰地利活用等の調査・計画検討が進行中にあり、今後も継続し、さらなる活動の推進が求められる。環境問題、放射性物質検査体制、風評対策については、順調に進められており、今後も継続していくことが望まれる。
4	市民に親し まれる市場	卸売市場への市民の理解を醸成し、「食」や「日本文化」に関する卸売市場の知見を提供する観点から、市民と卸売市場との交流を深めることは重要である。そのためには、市場内の衛生管理や安全の確保等に十分留意し、また地域との共生や専門小売業店への影響に配慮しながら、多くの市民が来場できる市場開放事業などを実施し、市民に親しまれる身近な市場を目指す。	新型コロナウイルスによる制限解除以降、親子市場見学会や料理教室等の各種講習会、市場開放イベントとして市場まつりを開催し食育・花育活動を積極的に行い、市民に親しまれる市場としての成果が表れてきている。さらに、次世代の担い手を育むような活動の拡充が望まれる。

第4章 基本戦略

4-1 基本戦略における将来ビジョン

昨今の市場取扱数量の減少と流通及び販売形態の変化、新型コロナウイルス感染拡大、福島県を襲った地震や豪雨災害、ウクライナ侵攻等の世界情勢に伴う円安進行など卸売市場を取り巻く環境は日々変化しており、本市場においても取引数量・金額や市場関係者の減少など事業者の経営環境に影響を及ぼしてきました。

また、令和6年度よりトラックドライバーの労働環境改善を目的とした制度改正（「物流の2024問題」）があり物流体制の見直しなど市場業務の変革も求められています。

こうした本市場を取り巻く環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、福島市・市場事業者・生産者・販売事業者が積極的に連携し、地方卸売市場として持続的に市民・消費者への安定供給を実現する市場を目指し、以下の将来ビジョンを掲げます。

**「ずっと安全・安心で高機能な流通拠点！！ 魅力あふれる福島市場！
～時代の潮流をとらえた持続可能な市場づくり～」**

本市場の目指す姿

- 高機能な施設により、さらなる品質向上と取引事業者、消費者からの信頼に応える市場。
- 自然災害など非常時においても、供給を止めず、社会活動を維持する市場。
- 産地市場ならではの集荷力や商品開発などにより「市場ブランド力」の高い市場。
- 環境に配慮した機能の積極的な導入や市場のDX化、物流面の機能強化などによる次世代においても持続可能な社会インフラとしての市場。
- 民間事業者のノウハウを活用した再整備や余剰地の利活用により、市場活性化や市場機能が強化された市場。

4-2 4つの基本戦略

本基本戦略では、前経営展望の実施状況と課題を踏まえ、「経営展望」から「経営戦略」として継承し、将来ビジョンにおける本市場の目指す姿の実現を推進するものとして4つの基本戦略を掲げます。

基本戦略1	次代を見据えた市場機能の強化
--------------	-----------------------

- ①品質管理・衛生管理の高度化（コールドチェーンシステムの導入、HACCP対応）
- ②危機管理体制の強化（事業継続計画（BCP）の見直し・運用）
- ③施設規模の適正化と効率化（施設規模をコンパクト化し効率化）

基本戦略2	開かれた市場づくりと社会貢献
--------------	-----------------------

- ①市場の特性をいかした活性化（市場の開放、余剰地の利活用によるにぎわい創出）
- ②環境配慮（ゼロカーボン化、廃棄物ゼロ、自然エネルギーの活用）
- ③地域連携の構築（教育機関と連携する仕組みづくり）
- ④情報発信・共有の強化（SNSやプッシュ型ツール活用）

基本戦略3	地元・福島をいかし、次世代へとつなぐ販売・経営力の強化
--------------	------------------------------------

- ①取引の活性化（国内外市場への販路拡大、販売の強化、集荷力の強化、輸送業者への配慮）
- ②販売力の強化（福島市場ブランド、県産品GAP取得の促進、6次化商品の販売）
- ③将来を担う人材確保と育成（就職説明会や職業体験等の実施、人材育成・研修、食育・花育活動）
- ④風評被害の払拭（風評を受けている生鮮食料品を積極的に集荷・販売、新たな風評の払拭、放射性物質検査体制の継続）

基本戦略4	持続可能で効率的な運営による市場運営の強化
--------------	------------------------------

- ①市場のDX化（販売ツールや物流管理としてICT、IoTの活用）
- ②経営マネジメント力の向上（業務の効率化、専門家による経営指導）
- ③フレキシブルな活用を可能とする市場（取扱数量の変化へ対応できる市場環境）
- ④民間活力導入を視野にいれ、余剰地も含めた市場の整備（費用の縮減、収益の創出）

4-3 数値目標

青果部・水産物部・花き部とも目標年次の令和15年度の取扱数量を設定しました。

「推計人口に基づく人口減少」及び「市場経由率の減少傾向」を踏まえつつ、令和8年度以降は経営戦略の取組により市場経由率を維持することで取扱数量の減少を抑えます。

再整備後は、他再整備先行市場の実績を参考にし、施設機能の強化・品質管理の高度化により、青果部・花き部：年0.54%、水産物部：年0.68%の取扱数量の増加を見込みます。

具体的な目標値は以下のとおりです。（令和4年度は実績値）

表-数値目標

部門		5カ年度平均 (H30年～R4年度)	R4年度実績	目標値 (R15年度)
青果部	取扱数量	47,302トン	42,419トン	38,600トン
水産物部	取扱数量	6,057トン	4,816トン	4,000トン
花き部※	取扱数量	17,145千本	14,981千本	13,200千本

※花き部の取扱数量の単位は、正確には千本、千鉢、千個です。

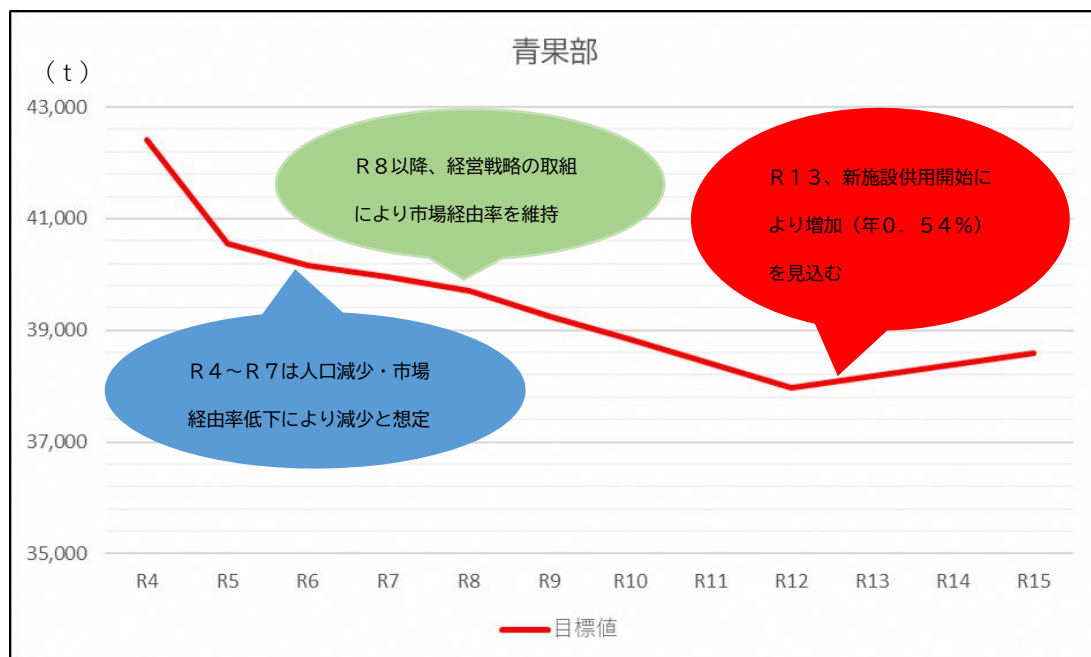


図 目標取扱数量推移 青果部

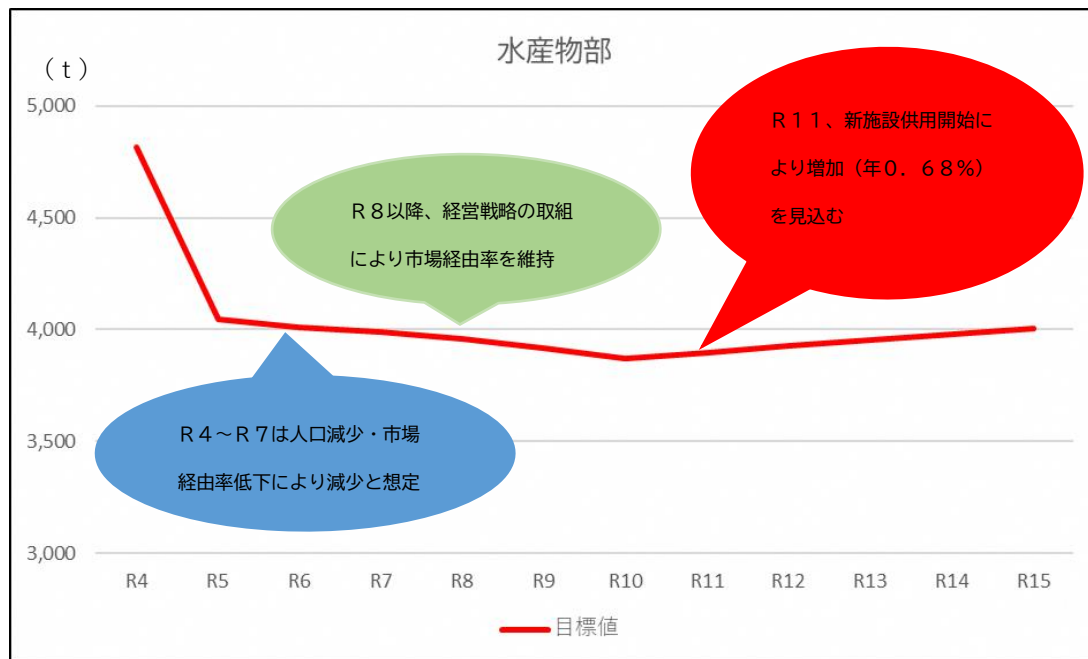


図-目標取扱数量推移 水産部

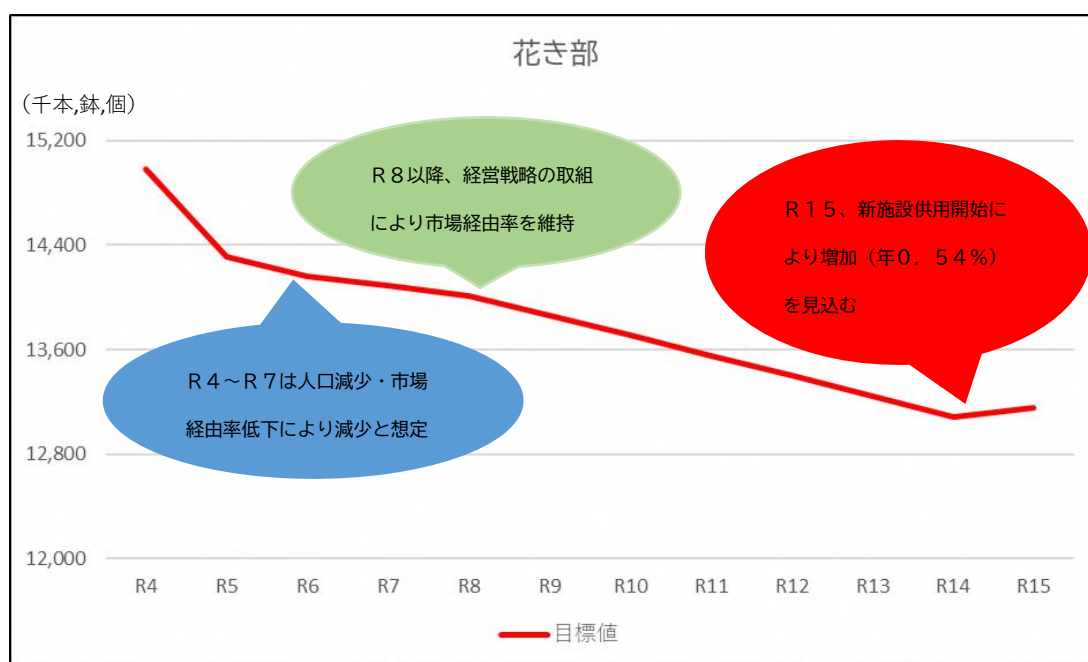


図-目標取扱数量推移 花き部

第5章 基本戦略に基づく取組み

本市場の基本戦略に基づく取組みを、以下のとおりに設定します。

基本戦略1

次代を見据えた市場機能の強化

① 品質管理・衛生管理の高度化（コールドチェーンシステムの導入、HACCP対応）

前展望では、食品衛生講習会への参加や社員研修等の実施、感染症拡大防止対策として、対応マニュアルの見直しや情報提供を実施することで、品質管理の機能強化や衛生管理の強化に努めてきました。

更なる品質管理・衛生管理の高度化に努めるため、再整備に伴い、取扱品目に応じた温度管理設備（コールドチェーンシステム等）を導入し、出荷者・生産者から小売店・消費者まで信頼される温度管理環境の確保を図ります。また、HACCPの考え方を取り入れた閉鎖型施設により品質管理を高度化する環境の整備（外気や小動物の侵入を防ぎ、可能な限りリスク要因を排除）するなど整備面から衛生管理機能の強化を図ります。

加えて、運営面からは、HACCP衛生管理計画の作成100%の徹底をすることで、品質管理・衛生環境の徹底を図ります。

② 危機管理体制の強化（事業継続計画（BCP）の見直し・運用）

前展望では、消防計画の策定や感染症対策緊急連絡網の作成、普通救命講習会の開催を実施し、災害等への対応強化に努めました。

近年頻発している地震、豪雨災害等の自然災害発生時はもとより、新たな感染症や世界情勢の変化による影響を視野に入れ、安定した生鮮食料品等の流通を継続できるように、集荷力の強化、また、今後の施設の再整備に合わせて施設の耐震性確保、浸水対策、非常用電源等の導入、「市場の事業継続計画（BCP）」の見直し・運用等により市場機能の低下を最小限に留めます。

③ 施設規模の適正化と効率化（施設規模をコンパクト化し効率化）

福島市の将来の人口動態をはじめとする地域社会の環境変化や本市場における取扱数量、市場事業者の施設使用状況等を踏まえ、市場再整備のもと、施設規模のコンパクト化（施設規模の適正化）と効率化を図り、施設の稼働率の向上を目指します。

基本戦略2

開かれた市場づくりと社会貢献

① 市場の特性をいかした活性化（市場の開放、余剰地の利活用）

前展望期間中は、「わくわく市場まつり」や「市場の土曜感謝市」を実施し、多くの来場者で賑わいました。

これらの活動をはじめとし、市場開放や市場見学等は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した、安全で安心して市民と交流を深める活動として充実を図っていきます。

また、再整備による施設規模の縮減に伴い、余剰地の創出が見込まれます。民間活力を導入することで、空き地とするのではなく、新たな事業展開や賑わいが敷地内に生まれるような整備・利活用を進めることで、市場事業と余剰地エリアとの連携による市場機能の強化と活性化を図ります。

② 環境配慮（ゼロカーボン化、廃棄物ゼロ、自然エネルギーの活用）

前展望では、一般ごみの排出量・生ごみの堆肥化の目標設定や場内修繕・更新時においてLED化を実施、資源ごみのリサイクル活動の開始などを行いました。

再整備に伴い、高断熱化や省エネ性能、太陽光発電の活用や水素エネルギーなど自然エネルギー（再生可能エネルギー）設備の導入を検討していきます。運営面では、トラック等荷物運搬車両をはじめ、入場車両に対し、長時間のアイドリング禁止の呼びかけなどを行います。整備・運営の両面から場内全体で、令和32年（2050）に温室効果ガスまたはCO₂の排出量の実質ゼロ（ゼロカーボン化）を目指します。

また、生ごみの堆肥化を継続して行い、ごみの排出量の抑制及びごみ分別ルールの徹底を図り、廃棄物の削減と更なる資源化の推進に取り組むことで廃棄物ゼロを目指します。

③ 地域連携の構築（教育機関と連携する仕組みづくり）

市場見学会や地元教育機関との連携を通じて、地域における食や農に関する理解を深め、次世代の担い手を育む機会の創出を推進します。

出前講座等の開催により市場の役割や食の安全・安心に関わる情報発信に努めるとともに、学生とのコラボ商品の企画・開発・販売等の積極的な活動も推進します。

④ 情報発信・共有の強化（SNSやプッシュ型ツールの活用）

市場に対する市民の理解を醸成するため、安全・安心な生鮮食料品等を安定的に届ける流通拠点としての特徴を生かし、市民への有益性がさらに向上するよう、新たなニーズの把握や情報発信の強化を図っていきます。

これまでのホームページ等による情報提供の充実を図るとともに、SNSやプッシュ型ツールを活用し市場と取引のある小売店情報や旬の産品を発信するなど、市場を身近に感じられる定期的な配信や商品の特徴等の情報発信・共有を図ります。

基本戦略3

地元・福島をいかし、次世代へとつなぐ販売・経営力の強化

① 取引の活性化（国内外市場への販路拡大、販売の強化、集荷力の強化、輸送業者への配慮）

前展望では、東北中央自動車道をいかし、県内及び近接県への販路拡大を図り、集荷及び

販売促進策の拡充に努めてきました。今後は、産地市場として県産品の価値向上のため、これまで進めてきた県内外の取引の活性化に努めるとともに、海外市場にも目を向け販路拡大も目指していきます。

また、食・花のコーディネーターとしてリテールサポートを実施するなど県内外の量販店や小売店との連携強化に努めるとともに、福島県産品を中心に消費地への売り込みの強化を図り、取扱高の拡大に努めます。

市場外流通にも視点を置き、産地市場ならではの商品の提供をインターネット等によるオンライン化など販売チャンネルの開拓を進め販路拡大に努めるとともに、産地市場としての特性をいかし、季節毎の産地リレーによる販売の強化を図ります。

さらに、産地を訪問し生産・搬送状況を把握するとともに、消費者ニーズを踏まえた品目の栽培提案等を行い、産地との連携強化に努めます。また、新たな産地・産品を積極的に開拓し、産地をいかした集荷力の強化に努めます。

加えて、輸送業者の目線から、IoTを活用した自動運搬装置やAIの運用など、作業負担の軽減や効率化を検討していきます。

② 販売力の強化（福島市場ブランド、県産品GAP取得の促進、6次化商品の販売）

地元・福島の産地市場としてのブランドの強化に向けて、市場ブランド品の開発や提案を推進します。パッケージ等に本市場ならではのデザインを活用し、新しい価値を創造します。

生産者の質と収入を上げるため、商品に対する指導や付加価値を付け、ネット販売を中心に全国的に質の良い食品を提供し、産地福島をもっとアピールします。

地域に密着している小売店等での新商品試験販売やマーケティング調査及び旬の商品提案・広告の支援を推進します。

県産品の信頼性を高めるため、生産段階における安全性の確保を目的とする「ふくしま県GAP」（FGAP）の取得を生産者に働きかけ、GAP指導員による勉強会や現地指導会の開催などにより取得を支援していきます。量販店等や消費者のGAPに対する理解を進め、GAP基準に基づき生産され、安全性が確保された福島県産品のPRを行い販路拡大に努めます。

産地型流通拠点としての本市場の特性をいかし、生産・製造・加工、流通・販売・サービスの各業態との連携を図り、新たな6次化商品の販売を推進します。

③ 将来を担う人材確保と育成（就職説明会や職業体験等の実施、人材育成・研修、食育・花育活動）

持続可能な市場運営に向けて、市場関係者の共同による就職説明会や職業体験等を実施し将来を担う新規人材の確保に努めます。また、市場事業者の共同による専門知識や企画提案力向上のため講師派遣等による人材育成・研修を実施します。さらに、市場内の業務内容を点検し、働きやすさの向上や労働環境の改善を進め、市場における仕事の対外的イメージアップの強化を図ります。

加えて、地元教育機関との連携や料理教室、フラワーアレンジメント・生け花教室、市場見学会の実施により食育・花育活動を推進し、県内産品の認知と消費拡大に努めます。

また、県内産の花を使用した花束とアレンジメント作品協議会等を開催し、専門小売店の技能を高め販売力の向上を促進します。

④ 風評被害の払拭（風評を受けている生鮮食料品を積極的に集荷・販売、新たな風評の払拭、放射性物質検査体制の継続）

風評被害の払拭のために前展望では、市民に対し市場協会ＨＰにより出荷前における生鮮食料品の放射性物質検査結果の公表や市場パネル展での啓発を行い、場内事業者へは出荷制限品目の周知徹底を図ってきました。

本計画においても継続して取り組んでいくとともに、風評を受けている生鮮食料品を積極的に集荷・販売するとともに、新たな風評払拭のためのイベント・企画等への参画に努めます。

また、福島県産の農林水産物における放射性物質の検査を継続し、食の安全・安心の確保を行います。

基本戦略４

持続可能で効率的な運営による市場運営の強化

① 市場のＤＸ化（販売ツールや物流管理としてＩＣＴ、ＩｏＴの活用）

前展望では、食品の情報発信や衛生管理の強化に向けて、ＩＣＴを活用し、トレーサビリティの可視化、産地情報・レシピ等の情報提供を行動計画に掲げていましたが、ホームページにおいてレシピ等を情報提供するに留まりました。

本計画では、持続可能で効率的な運営による市場経営基盤の強化に向けて、ＩＣＴ技術を活用し、商談・取引や業者間での販売納品データの統一・共有化、電子決済によるキャッシュレス化等による業務の効率化を図ります。

また、前展望で実施できなかったＩＣＴを活用したトレーサビリティの可視化に加え、トラックのバース予約システムの導入やＩｏＴやＡＩを活用した自動運搬装置や自動ロボットの導入を検討するとともに、施設内の温度管理、廃棄物の投棄対策、作業車両の動線監視を行い、場内における効率的な物流体制の強化を図ります。

また、物流の２０２４問題に対応するため「（仮称）場内物流改善推進委員会」を設置し、場内や取引業者のパレット化や市場における荷受けシステム自体の見直しなど、ソフト・ハード両面からの取組みを検討し、場内事業者の働き方改革にもつながるような市場業務の変革を目指していきます。

② 経営マネジメント力の向上（業務の効率化、専門家による経営指導）

前展望では、市場事業者の経営基盤強化を図るため、条例の財務基準に接触または、経営改善に取り組んでいる仲卸業者に対して、外部機関による財務分析を行い、指導等を実施し

ました。

本戦略でも引き続き、経営に役立つ情報提供や専門家による診断業務委託支援、適切な指導・助言及び経営相談体制の拡充により業務の効率化を図るなど、経営マネジメント力の向上に努めます。

③ フレキシブルな活用を可能とする市場（取扱数量の変化へ対応できる市場環境）

福島市の将来の人口動態をはじめとする地域社会の環境や本市場における取扱数量、市場事業者の施設使用状況等、日々変化していきます。このような時代変化に対応できる市場環境を整えるため、再整備を行う際は設計段階からスケルトン・インフィル方式を積極的に検討し、考え方を取り入れることで、施設の用途変更、機能の追加等、フレキシブルに対応できる構造とします。

また、近年の流通及び販売形態の変化をふまえ、加工施設等の充実も検討していきます。

④ 民間活力導入を視野にいれ、余剰地も含めた市場の整備（費用の縮減、収益の創出）

再整備を行う際には、整備にかかる費用の縮減を図るため、民間活力の導入を視野に入れ、検討を進めます。

また、余剰地を利活用した収益事業を検討することで得られる収益により市場整備・運営に係る財政負担の軽減を図ります。

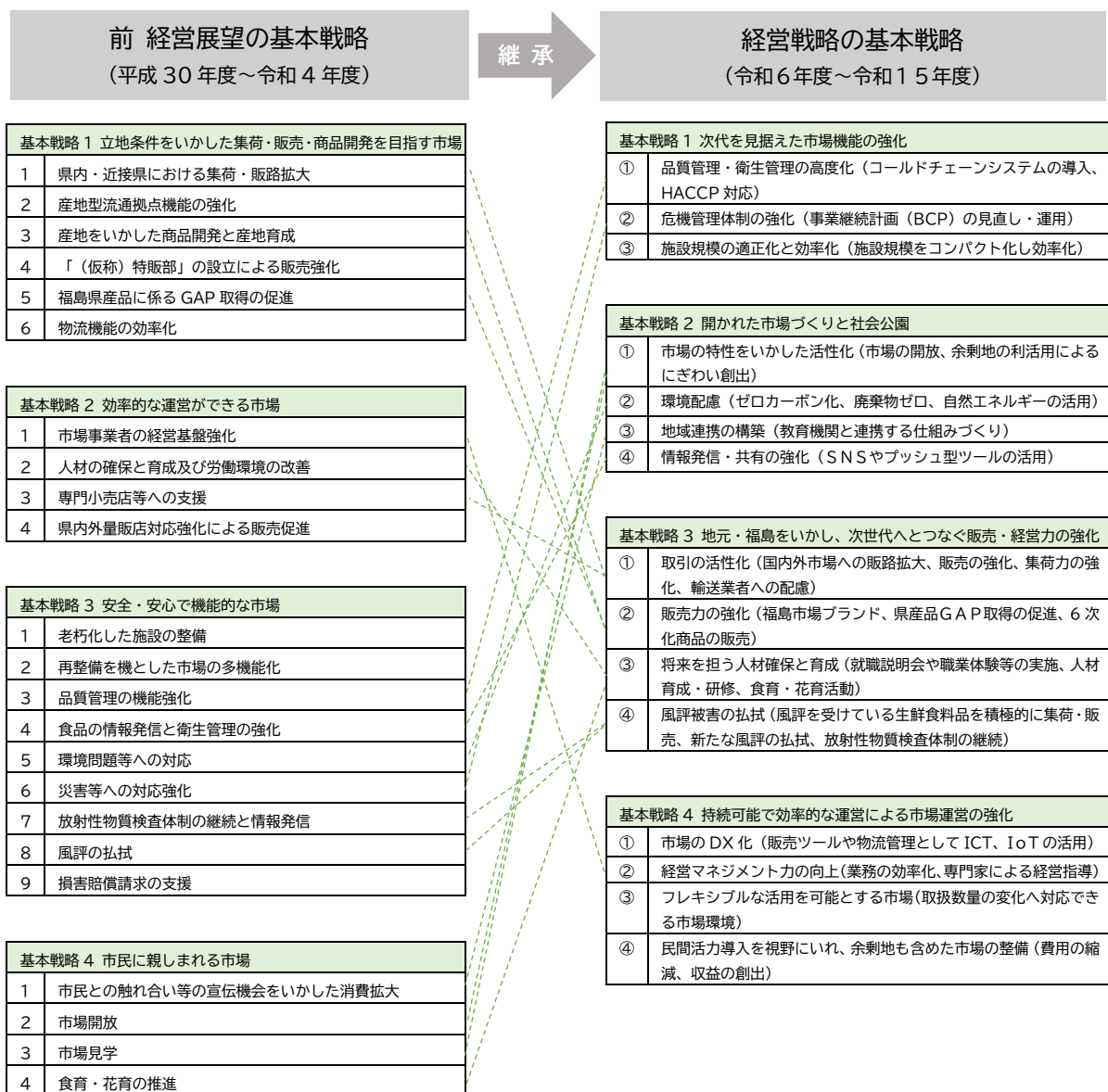


図-前経営展望の基本戦略からの継承

第6章 投資・財政計画（市場会計の見直し）

6-1 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）は、別紙に示します。

6-2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

（１） 収支計画のうち収益的収入について

① 料金収入

地代収入は、現在敷地の貸付を行っている事業者の地代を、引き続き収入として計上しました。さらに、再整備に伴って生じる余剰地を民間事業者に貸付ける計画であることから、令和14年度より余剰地の地代を収益的収入として計上しました。

既存施設における利用料金収入は、令和4年度の実績をもとに、目標取扱数量の推移を考慮して推計し、収益的収入として計上しました。

新設施設における利用料金収入は、令和10年度より供用開始を行う施設から、順次利用料金の改定を行うものとして利用料金を算定し、収益的収入として計上しました。

表-料金収入

項目	内容
地代収入 (余剰地)	・ 令和3年度PFI導入可能性調査における民間事業者ヒアリングより、見込まれる余剰地の土地貸付料
地代収入 (既存敷地)	・ 現在の地代収入を引き続き計上。
利用料金 収入	・ 既存施設：令和4年度の実績をもとに、目標取扱数量の推移を反映して利用料金を推計し、収益的収入に見込む。 ・ 新設施設：供用開始を行う施設から利用料金の改定を行うものとする。供用開始スケジュール（現時点での想定であり、変更する場合あり） 令和10年度 冷蔵庫棟供用開始、令和11年度 水産棟、附属建築物、関連店舗棟供用開始、令和13年度 青果棟供用開始

② 他会計繰入金

他会計（一般会計）繰入金は、建設改良に要する費用の起債利息及び場内事業者の指導監督に要する費用に対し、総務省繰出基準による最大額を各年度収益的収入として計上しました。

表-他会計繰入金

項目	内容
既存施設・ 新設施設	・ 整備費用のうち、建設改良に要する費用の起債利息の1/2を繰入金として計上。 ・ 場内事業者の指導監督に要する経費として営業費用の30%を繰入金として計上。

(2) 収支計画のうち収益的支出について

① 職員給与費

職員給与費は、令和13年度までは実態に合わせて計上し、令和14年度以降は、民間事業者への委託を想定した上で、収益的支出として計上しました。

② その他 既存施設・新設施設

既存施設におけるその他費用は、維持管理費、運営費、修繕費を実態に合わせて計上し、令和10年度以降は新設施設の供用開始に合わせて、既存施設の維持管理費を新設施設の維持管理費に切り替えるものとします。既存施設の解体・撤去工事費と合わせて、収益的支出として計上しました。

新設施設におけるその他費用は、維持管理・運営を民間事業者（SPC）へ委託することから、維持管理費、運営費、修繕費と共に、SPC運営費及び損害保険料を収益的支出として計上しました。

③ 支払利息

既存施設における支払い利息は、地方債の償還予定に合わせて収益的支出として計上しました。

新設施設における支払い利息は、新設施設の建設費用を、地方債で調達することによるものです。令和8年度より地方債の償還予定に合わせて収益的支出として計上しました。

表-地方債、支払利息

項目	内容
新設施設	・新設施設の建設費用として、地方債を資本的収入として計上。 ・地方債の支払い利息を令和8年度より収益的支出に計上。 地方債 内訳 令和7年度：SPC設立経費 令和8年度：設計費 令和9～13年度：工事費、工事管理費、解体・撤去工事費

(3) 収支計画のうち資本的収入について

① 地方債

既存施設における地方債は、令和4年度に資本的収入として計上しました。

新設施設における地方債は、新設施設の建設費用を調達するものであり、令和7年度より資本的収入として計上しました。

② 他会計補助金

他会計（一般会計）補助金は、建設改良に要する費用の起債元金に対し、総務省繰出基準による最大額を各年度資本的収入として計上しました。

表-他会計補助金

項目	内容
既存施設・新設施設	・整備費用のうち、建設改良に要する費用の起債元金の1/2を繰入金として計上。

③ 国（都道府県）補助金

国（都道府県）補助金は、「強い農業づくり総合支援交付金 卸売市場等支援タイプ」（2023年度 農林水産省）の活用を想定し、資本的収入として計上しました。

表-国（都道府県）補助金

項目	内容
新設施設	・「強い農業づくり総合支援交付金 卸売市場等支援タイプ」の活用を想定した金額を計上。

（４） 収支計画のうち資本的支出について

① 建設改良費

既存施設における建設改良費を、資本的支出として計上しました。

新設施設における建設改良費（解体・撤去工事費を除く建設費用）を、資本的支出として計上しました。

表-建設改良費

項目	内容
既存施設	・令和4年度及び令和5年度は、実態に合わせて計上。 ・令和6年度より推計値を計上。
新設施設	・解体・撤去工事費を除く建設費用を計上。

② 地方債償還金

既存施設における地方債の元金は、償還予定に合わせて資本的支出として計上しました。

新設施設における地方債の元金は、令和9年度より償還予定に合わせて資本的支出として計上しました。

表-地方債償還金

項目	内容
既存施設	・既存施設の地方債償還金を資本的支出として計上。
新設施設	・新設施設の地方債償還金を資本的支出として計上。

③ その他

災害復旧費を令和5年度から令和13年度まで資本的支出として計上しました。

6-3 投資・財政計画（収支計画）における今後の検討事項

（１） 地代収入

地代収入は、今後、長期にわたる事業用定期借地権設定契約を想定しているため、市場における実績と民間事業者のヒアリングによる提示金額だけではなく、適正な貸付料を算出するため、不動産鑑定を行い、適正な地代を設定します。

余剰地は、現時点では平地における活用を検討していますが、それに加えて効果的な活用方法による、さらなる収益向上が図れるよう可能性を探るため、民間事業者に対して新たな提案・意見を求めるヒアリングを実施し、収益性向上について引続き検討を進めます。

（２） 利用料金収入

利用料金収入を算定するにあたって使用した再整備後の想定使用料については、あくまで基本計画の段階であり、今後さらなる精査を行います。

（３） 工事費・再整備後の維持管理運営費

再整備事業については、現時点で基本計画の段階であり、今後工事費及び維持管理費のさらなる精査を行います。

第7章 評価・見直し

7-1 基本戦略に基づく取組みの実施

経営戦略の策定後は、それぞれの市場関係者は、その内容を組織全体に周知したうえで、基本戦略に基づく取組みを実行し、定期的に実施状況を確認していくことが大切です。

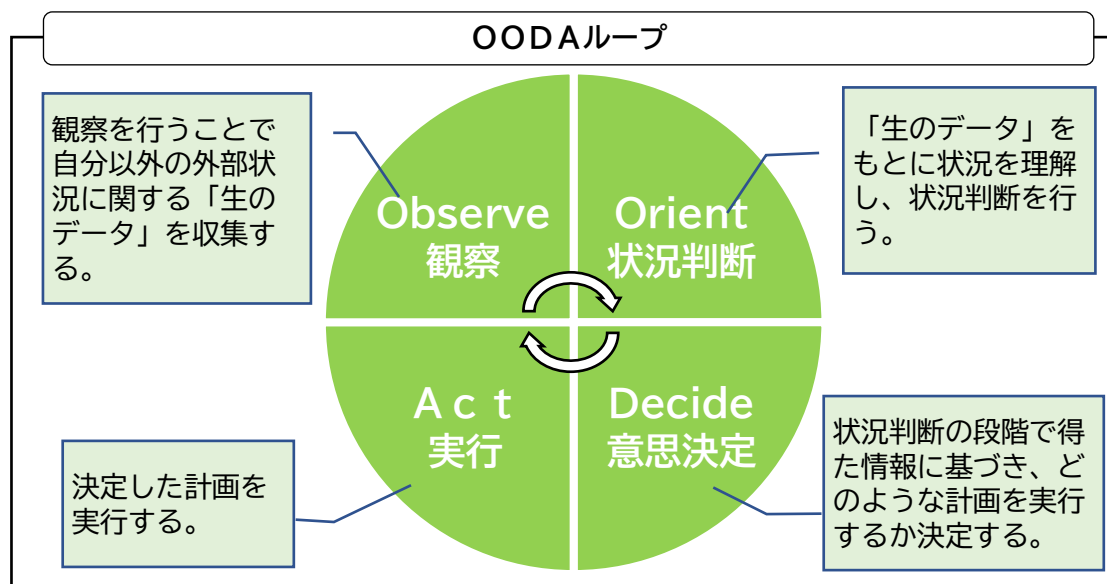
7-2 基本戦略に基づく取組みの遂行状況の評価と見直し

昨今の卸売市場を取り巻く環境の変化は著しく、品質管理や生産管理といったフレームワークの枠にとどまらず、刻一刻と変化する状況下でも成果を得るために、OODAループ（Observe [観察]－Orient [状況判断・方向付け]－Decide [意思決定]－Act [実行]）に基づき、柔軟かつ即応的に対応することとします。

具体的には、常に基本戦略に基づく取組みの内容に関するデータをはじめ、外部を含め市場に関するデータを集計、分析し、その結果を踏まえ、次にどのような対応をしていくか市場関係者みんなで考え、判断し、各専門部会の検討組織とともに各種施策・事業を見直すことで、変化が著しいなかでも最善な取組みを遂行していくものとします。

また、卸売市場においては、市場だけではなく、その供給主体である産地、出荷者と需要主体である実需者の双方が経済変動や世界情勢、多発する異常気象といった要素によって、大きな影響を受ける懸念があるため、これらの環境変化に対しても、柔軟に迅速に対応する必要があります。そのため、10年間の戦略期間に関わらず必要に応じて適宜基本戦略に基づく取組み内容の見直しを行います。

また、本市場の業務の適正かつ健全な運営の確保について協議する「福島市市場運営協議会」に定期的に基本戦略に基づく取組みの進捗状況を報告し、必要な助言等を受けることとします。



別紙 財政計画

(単位:千円, %)															
年 度			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区 分			(決 算)	〔決 算 見 込〕											
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	209,329	214,263	213,690	256,254	248,908	250,263	268,018	371,052	373,389	627,869	669,760	665,983	
		(1) 営 業 収 益 (B)	156,256	153,416	153,089	186,811	186,464	185,896	200,523	273,449	273,183	472,361	521,931	521,982	
		ア 料 金 収 入	156,256	153,416	153,089	186,811	186,464	185,896	200,523	273,449	273,183	472,361	521,931	521,982	
		A 地代収入(余剰地)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31,000	31,000	
		B 地代収入(東邦銀行)	3,177	3,177	3,177	3,177	3,177	3,177	3,177	3,177	3,177	3,177	3,177	3,177	
		C 利用料金収入	153,079	150,239	149,912	183,634	183,287	182,719	197,346	270,272	270,006	469,184	487,754	487,805	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	53,073	60,847	60,601	69,443	62,444	64,367	67,495	97,603	100,206	155,508	147,829	144,001	
		ア 他 会 計 繰 入 金 (一 般 会 計)	53,073	60,847	60,601	69,443	62,444	64,367	67,495	97,603	100,206	155,508	147,829	144,001	
		A 既 存 施 設	53,073	60,847	60,601	59,543	58,077	56,678	51,209	44,807	42,688	29,570	3,291	2,400	
		a 一 般 会 計 繰 入 金	53,072	60,847	60,601	59,543	58,077	56,678	51,209	44,807	42,688	29,570	3,291	2,400	
		b そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		B 新 設 施 設	0	0	0	9,900	4,367	7,689	16,286	52,796	57,518	125,938	144,538	141,601	
		a 地 方 債 利 息 分	0	0	0	0	77	3,399	8,368	36,137	38,747	88,693	106,254	103,317	
		b 管 理 運 営 費	0	0	0	9,900	4,290	4,290	7,918	16,659	18,771	37,245	38,284	38,284	
		イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	158,059	176,811	176,706	209,535	190,851	456,168	314,608	735,504	280,039	1,639,317	366,325	366,293	
		(1) 営 業 費 用	157,156	176,092	176,207	209,207	190,507	449,270	297,812	663,183	202,512	1,461,910	153,809	159,657	
		ア 職 員 給 与 費	38,252	53,461	53,461	53,461	53,461	53,461	53,461	53,461	53,461	53,461	6,000	6,000	
		ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	118,904	122,631	122,746	155,746	137,046	395,809	244,351	609,722	149,051	1,408,449	147,809	153,657	
		A 既 存 施 設	118,904	122,631	122,746	122,746	122,746	381,509	217,955	554,188	83,857	1,282,166	1,557	1,557	
		a 維 持 管 理 費	95,733	99,326	99,441	99,441	99,441	99,441	88,911	67,592	60,552	16,844	0	0	
		b 運 営 費	22,417	22,305	22,305	22,305	22,305	22,305	22,305	22,305	22,305	22,305	1,557	1,557	
		c 修 繕 費	754	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	0	
		d 解 体 ・ 撤 去 工 事 費	0	0	0	0	0	258,763	105,739	463,291	0	1,242,017	0	0	
		B 新 設 施 設	0	0	0	33,000	14,300	14,300	26,396	55,534	65,194	126,283	146,252	152,100	
		a 維 持 管 理 費	0	0	0	0	0	0	10,530	31,849	38,889	82,597	94,966	94,966	
		b 運 営 費	0	0	0	0	0	0	1,548	9,221	9,221	26,946	29,027	29,027	
		c SPC 運 営 費 等	0	0	0	33,000	14,300	14,300	14,300	14,300	14,300	14,300	3,300	3,300	
		d 修 繕 費	0	0	0	0	0	0	0	4	2,624	2,131	18,638	24,486	
		e 損 害 保 険	0	0	0	0	0	0	18	160	160	309	321	321	
		(2) 営 業 外 費 用	903	719	499	328	344	6,898	16,796	72,321	77,527	177,407	212,516	206,636	
		ア 支 払 利 息	903	719	499	328	344	6,898	16,796	72,321	77,527	177,407	212,516	206,636	
		A 既 存 施 設	903	719	499	328	190	99	59	46	33	20	7	1	
		B 新 規 整 備 費	0	0	0	0	154	6,799	16,737	72,275	77,494	177,387	212,509	206,635	
		C 改 修 更 新 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	51,270	37,452	36,984	46,719	58,057	△ 205,905	△ 46,590	△ 364,452	93,350	△ 1,011,448	303,435	299,690	
		1 資 本 的 収 入 (F)	4,800	0	0	11,000	474,766	1,385,835	4,248,582	512,545	8,307,033	2,981,314	218,059	281,580	
		(1) 地 方 債	4,800	0	0	11,000	474,700	1,248,600	3,992,800	463,200	7,314,300	2,751,200	0	21,965	
		ア 既 存 施 設	4,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ 新 設 施 設	0	0	0	11,000	474,700	1,248,600	3,992,800	463,200	7,314,300	2,751,200	0	0	
		ウ 改 修 更 新 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,965	
(2) 他 会 計 補 助 金		0	0	0	0	66	214	6,887	49,345	105,967	113,758	218,059	259,615		
一般会計繰入金(新設施設整備・運営)		0	0	0	0	66	214	6,887	49,345	105,967	113,758	218,059	259,615		
a 地 方 債 元 金 分		0	0	0	0	0	154	6,843	49,255	105,935	113,691	218,059	259,615		
b 地 方 債 端 数		0	0	0	0	66	60	44	90	32	67	0	0		
(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		0	0	0	0	0	137,021	248,895	0	886,766	116,356	0	0		
(6) 工 事 負 担 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(7) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	42,928	53,666	30,825	39,880	500,851	1,150,606	4,168,486	117,310	8,431,768	1,871,788	438,161	519,496		
	(1) 建 設 改 良 費	20,076	35,744	13,245	24,245	488,011	1,140,163	4,149,245	13,245	8,214,343	1,638,852	0	0		
	ア 既 存 施 設	20,076	35,744	13,245	13,245	13,245	13,245	13,245	13,245	13,245	13,245	0	0		
	イ 新 設 施 設	0	0	0	11,000	474,766	1,126,918	4,136,000	0	8,201,098	1,625,607	0	0		
	A 工 事 費 (外 構 ・ 建 物 ・ そ の 他)	0	0	0	0	0	1,111,723	4,080,230	0	8,090,513	1,603,687	0	0		
	B 設 計 ・ 監 理 費	0	0	0	0	474,766	15,195	55,770	0	110,585	21,920	0	0		
	D そ の 他	0	0	0	11,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	17,659	15,922	15,580	13,635	10,840	8,443	17,241	102,065	215,425	230,936	438,161	519,496		
	ア 既 存 施 設	17,659	15,922	15,580	13,635	10,840	8,134	3,554	3,554	3,554	3,554	2,043	266		
	イ 新 設 施 設	0	0	0	0	0	309	13,687	98,511	211,871	227,382	436,118	519,230		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) そ の 他	5,193	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0	0	
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 38,128	△ 53,666	△ 30,825	△ 28,880	△ 26,085	235,229	80,096	395,235	△ 124,735	1,109,526	△ 220,102	△ 237,916		
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)			13,142	△ 16,214	6,159	17,839	31,972	29,324	33,506	30,783	△ 31,385	98,078	83,333	61,774
積 立 金 (K)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度からの繰越金 (L)			35,182	36,808	20,594	26,753	44,592	76,564	105,888	139,394	170,177	138,792	236,870	320,203	
前年度繰上充用金 (M)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)</															